

大川市議会第4回定例会会議録

平成30年9月7日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	馬	淵	清	博	10番	遠	藤	博	昭
2番	古	賀	寿	典	11番	水	落	常	志
3番	箴	島	か	おる	12番	吉	川	一	寿
4番	宮	崎	稔	子	13番	古	賀	龍	彦
5番	龍		誠	一	14番	川	野	栄	美子
6番	池	末	秀	夫	15番	永	島		守
7番	内	藤	栄	治	16番	平	木	一	朗
8番	福	永		寛	17番	岡		秀	昭
9番	石	橋	正	毫					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	倉	重	良	一
副	市	長	石	橋	徳	治
教	育	長	記	伊	哲	也
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦
消		防	長	田	中	嘉親
人	事	秘	書	課	長	馬
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	古賀
						収

企 画 課 長	橋 本 浩 一
地 域 支 援 課 長	中 村 政 則
環 境 課 長	待 鳥 裕 士
福 祉 事 務 所 長	仁 田 原 敏 雄
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 聖 佳
ク リ ー ク 課 長	甲 斐 衛
都 市 計 画 課 長	池 田 哲 男
上 下 水 道 課 長	佐 田 重 徳
消 防 本 部 総 務 課 長	中 牟 田 優
消 防 本 部 警 防 課 長	島 崎 信 幸
学 校 教 育 課 長	石 橋 正 隆
学 校 教 育 課 主 幹	古 賀 美 保 理
監 査 事 務 局 長	岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記	山 本 希

4. 付議事件

1. 一 般 質 問

1. 議 案 に 対 す る 質 疑

(議案第45号～第57号)

1. 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 、 委 員 の 指 名

(議案第50号)

1. 委 員 会 付 託

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	4	宮 崎 稔 子	1. 庁舎のバリアフリーについて 2. ヘルプマーク、ヘルプカードの認知、普及について
7	1	馬 淵 清 博	1. 大川市の環境対策について 2. 大川市の防災対策について
8	10	遠 藤 博 昭	1. 公共施設等総合管理計画と学校教育について

午前9時 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集に感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、4番宮崎稔子君。

なお、宮崎稔子君は、足を骨折されており、移動することが困難なため、質問席より着座のまま発言を許します。

それではどうぞ。4番。

○4番（宮崎稔子君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番、公明党、宮崎稔子です。

本日は質問席からの質問をさせていただきますことを、また、着座にて質問させていただく失礼を深くおわび申し上げます。そして、このようなお計らいをいただきまして、議長には心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、昨日未明に北海道地域で起きました地震により甚大な被害が出ております。

被害に遭われ、お亡くなりになられました方々に対し、哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を願うばかりです。改めて災害に対するしっかりとした取り組みの必要性を強く感じております。その上で、本日の質問をさせていただきます。

国民の生命、健康及び財産の保護を目的に、建築物の敷地、構造、設置に関する最低の基準を定めている建築基準法が1950年に初めて制定されました。これは1948年に福井地震の被害を受け、建築基準法の中に耐震性に関する基準が法制化されたものです。その後は、大地震が発生するたびに建築基準法が改正されています。

例えば、1968年の十勝沖地震を受けたことによる1971年の改正では、マンション内の鉄筋コンクリートの柱部分を、より強固なものにするよう義務づけられ、また、同年の改正では、1964年の新潟地震で起きました液状化現象を受けて、木造建築でも基礎部分をコンクリートにすることが義務づけられました。中でもターニングポイントとも言われる現在の新耐震基準法は1978年の宮城県沖地震を受けて1981年6月1日に大幅に改正されたものです。この新耐震基準法は、大地震が起きても人命にかかわる甚大な被害が出ないこととして、具体的に建物の強度に関しても基準が設けられています。それは、震度6強から7に達する大規模地震で倒壊、崩壊しないこと。震度5強程度の中規模地震では、ほとんど損傷しないこと、このような基準です。この新旧の耐震基準の差は、阪神・淡路大震災による被害状況ではっきりと出ています。

国土交通省の阪神・淡路大震災による建築物等にかかる被害状況の報告によりますと、死者数の大部分が建物等の倒壊が原因ということ。また、現在の耐震基準を満たさない昭和56年、1981年以前の建物に被害が集中と、このように明記されています。

具体的に言いますと、死者の88%が家屋、家具類等の圧迫死と思われたということで、また、旧耐震基準の70%近くの建物が小破から大破以上を受けたのに対し、新耐震基準では、その割合は30%以下にまで抑えられていたということでした。

このことは、2016年に起きました熊本地震についても明らかな結果が出ています。熊本地震について、国土交通省、国土技術政策総合研究所の発表でも震度7を2回も観測した最も被害の大きかった益城町の中心部で、旧耐震基準による建物702棟のうち225棟が倒壊、それに対し、新耐震基準による建物1,042棟のうち80棟の倒壊と、明らかに旧耐震基準では32.1%、それに対し新耐震基準では7.6%という明確な結果が出ていました。

元来、日本は地震大国と言われ、いつ、どこで大規模な地震が起きるかわからない状況だ

という危機管理をしっかりと持っていなければいけないということを昨日の地震で改めて感じています。その上でお尋ねいたします。

我が大川市の庁舎も建築されて随分たっているように思われます。先ほどお話ししました新耐震基準法による耐震診断も受けられ、今後の我が市の庁舎の方向性も決められた御報告は受けておりますが、申しわけありませんが、いま一度ここで御説明をお願いいたします。

まずは我が市の庁舎の建設年度、耐震診断の結果を教えてください。あとは御答弁をお聞きした後、詳しく質問させていただきます。また、ヘルプマーク、ヘルプカードについての質問も、その後質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。宮崎議員の御質問にお答えいたします。

本市の市庁舎につきましては、昭和44年に建設されて以降、大規模な改修は行われておらず、時代の変化の中で要求される機能面で不十分なところがあることは認識しているところでございます。

御質問の耐震診断につきましては、本庁舎が福岡県建築物耐震改修促進計画の中で、本市の防災拠点建築物に指定されているため、昨年度に耐震診断を実施いたしましたところ、現行の耐震基準を満たしていないとの結果が出たところでございます。

これを受けて、仮に庁舎を建て替えるとなりますと多額の財源が必要となり、現在の財政状況等から勘案いたしまして、建て替えは困難という判断のもとで、まずは耐震補強工事等を行い、庁舎の長寿命化を図っていくこととし、今年度改修設計を行っているところでございます。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えをさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

御説明ありがとうございます。

市民の方より庁舎が随分古く感じるということで、多くの方から今後どうするのかという質問をお受けいたします。今、壇上でお答えいただきましたように、耐震診断を受けて、今

後、庁舎については、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

先ほどの御答弁にもありましたけれども、まず、耐震診断を受けて、その結果を受けて、この対応をどうするかということで、やはり建て替えは多額の財源が必要という判断のもとで、まずは耐震改修を行うと。それとあわせて、今、外壁のタイルとかが剥がれて危険な状況でありますので、外壁の補修もあわせて行うと。それと屋上の防水工事、これも耐震改修工事とあわせて、まずは行っていくということで（「ちょっと聞きにくい」と呼ぶ者あり）あ、そうですか。

○議長（川野栄美子君）

今、おっしゃいましたけれども、もう少しマイクを利用して……

○総務課長（古賀 収君）

失礼しました。

まずは耐震改修工事とあわせて外壁の改修を行うと。それと屋上の防水工事等を行っていくということです。それに向けて今年度、実施設計を既に行っているという状況でございます。

そして、その次の段階で、そのほかの設備等も含めて計画的に改修等を行っていきたいというところがございます、その部分についてはまだこれからではございますが、今、基本的にはこの庁舎を当面、これからも使っていくということで改修等を行っていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

わかりました。新しく建て替えることではなく、補修、補強ということになりますね。

先ほども述べましたが、もうどれだけの被害をもたらすか予測不能な大規模災害が、どこでも起きる可能性を覚悟しておかなければなりません。万が一でも我が市に災害が起きた場合、市役所の機能が動かなくなると、とても大変なことになりますので、しっかりとした

補強をお願いいたします。

それでは、その補強をすることにより、この庁舎の寿命はどれくらい延びるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

この庁舎も既に50年近くたっておるわけでございますが、耐震補強工事については、あくまで耐震性を強化するものということございまして、耐震改修そのもので寿命が延びるといものではございません。一般的には、鉄筋コンクリートづくりの建物の耐用年数は60年程度というふうに言われております。それからしますとあと10年程度ということになるわけですが、ただ、中には維持管理を適切に行っていくということで、それ以上に耐用年数を延ばすことができるというようなことも言われております。

それでまずはさっき申しましたように、耐震改修工事と、そのほかの設備等の改修も行って、具体的に何年ということまでは言えませんけれども、やはり5年、10年とかではなくて、それ以上にもう少し長いスパンで、そういうのを見据えて改修等を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ぜひ補強、補修をしっかりといただいて、今のお答えの中で10年以上、補修をしっかりとしてメンテナンスの上からも15年から20年は建て替えなくてもいいような補強をしっかりとしていただけののかと思いますけれども、そういうことも市の財政もありますので、仕方ないのかなという、そのような決断もいたし方ないのかなとは思いますが、それでは、その上で1つだけお尋ねいたします。

我が市はバリアフリーについてはどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

我が市はというか、庁舎に関してということでもよろしいですかね。（「そうですね、

はい、済みません」と呼ぶ者あり)

当然、御高齢の方とか、体が不自由な方、そういう方々に対しても、使い勝手のよい庁舎にしていくということは、これはもう大変重要なことだというふうに思っております。今後、改修等を行っていくという考えでございますが、どういったところを改修が必要なのかということも、その検討も必要かというふうには思っておりますが、当面この庁舎を使っていくということでございますので、そういったバリアフリー化についても当然考えていきたいというふうには思っております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

済みません、私も自分自身恥ずかしながら、自分の不注意で足を骨折してしまいました。皆様には大変御心配、また御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

ただ、倒れた瞬間に頭に浮かんだのが、市役所の階段でした。どのようにして3階まで上がろうかと。お尋ねいたします。大川市役所にはエレベーターはありますか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

御案内のとおりエレベーターはございません。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

はい、わかりました。

それでは、車椅子で2階、3階にまで上がれるスロープはありますか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

御指摘の分もございません。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

それでは、私のような自分の不注意でという方はいらっしゃらないと思うのですが、不意の事故などでけがや捻挫、骨折などにより、一時的にでも庁舎の階段の上りおりが困難になられた職員の方がおられたことなど今までなかったのでしょうか。もし、そのような体験があられたとしたら、そのときどのようになされたのでしょうか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

人事秘書課長。

○人事秘書課長（馬淵嘉臣君）

これまでそういう件があったのかということですが、時々あります。そういったときにどういう対応をしているかということですが、やはり周りの職員が協力をして対応しているというような状況でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

とても温かい職場でいいなと思います。ありがとうございます。

それでは、今まで、現在でもですが、車椅子や松葉づえ、階段が上りづらい方が来庁された場合、その方が2階、3階に御用があられたときは、どのような対応をされていますか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

市役所に来られて2階、3階に用事があられるということで、上がることができないという場合には、基本的には1階の市民課の受付の案内のところで、どういった御用件ですかと、どこの課に用事があられますかというふうにお聞きしまして、その職員が2階、3階の担当課の職員に連絡をします。で、1階のほうにおりてきて、1階のほうで対応させていただく、御用件を伺うというようなことで今のところは対応をさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

冒頭の質問でお答えいただきました新しく建て替えないということで、それでは先ほどお答えいただきましたように改修することによって10年以上、15年から20年はもつような補修をしていきたいということですが、それでは、今お答えいただいたようなことを15年から20年はそのような対応でしていかれるというお考えなのでしょうか、お答えください。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

2階、3階に行けないという方の対応ということですよ。先ほど少しエレベーターの御質問がございましたけれども、このエレベーターの設置についても、今後の全体的なといいますか、施設の改修等も含めて、これはもう当然考えていかないといけないというふうには思っております。そういうのが設置できましたら、その分は解消できるのかなというふうには思っております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

本当に階段が上りづらいなど、今、1階でお気づきになられたときには、今できる最善の対応をしていただいていると思います。ありがとうございます。

ただ、例えば、流産しやすい妊娠初期の方等もそうですけれども、外からは気づきにくい、階段等を困難とされる方も障がい等も含めた上で、もちろんたくさんいらっしゃいます。

国は平成6年に制定された高齢者や障がいのある方が円滑に利用できる建築物の建築の促進等に関する法律、ハートビル法、また、平成12年に障がい者団体などの運動により交通バリアフリー法が成立しています。平成18年には、このハートビル法と交通バリアフリー法を統合、また、内容も拡充した、より一層高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が策定されています。市としてこの点はどのように受けとめてありますか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

議員御質問のバリアフリー法の関係についてお答えをさせていただきます。

今、先ほど議員言われたように、法律の名前で言いますと、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ということで、まさにその名のとおり、高齢者、それから障がい者など、自立した日常生活、社会生活、そういったものを確保するために制定されておりました、いわゆる旅客施設とかバスとか電車とか、そういった交通機関ですね、先ほど言われましたように、もともとの交通バリアフリー法からの関係ですね。それから、道路、公園等の公共施設とか、それから、民間を含む建築物、これはいわゆる先ほど言われたハートビル法の関係ですが、そういったもろもろに非常に幅広の規定となっております。

バリアフリー化は私どもとしても非常に重要な事柄だというふうに認識をしております、いわゆる法の目的、それから、基本理念などに沿いまして尊重してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

庁舎にももちろんついておりませんが、お向かいの文化センターでもたくさんの方が御利用していただきますけれども、あちらのほうもエレベーターとかの設置はされておられません。

バリアフリー法の趣旨は高齢者、障がい者、また、妊娠をされている方やけが人なども含めた移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進し、新設だけではなく、既存の建築物に対しても基準に適合するよう努めなければならないとし、建築物移動等円滑化基準最低限のレベル、車椅子使用者用のトイレが1つはある。目の不自由な方も利用しやすいエレベーターがあるなどとなっております。

このような点からも、我が市の庁舎の中にエレベーターの設置というお考えはないのでし

ようか。市民課や福祉課など、一般的に多くの方が御利用となる課においては、1階にありますけれども、先ほどもお聞きいたしました、2階、3階に御用の方もいらっしゃいます。障がいのある方ももちろんですし、今の私のように階段を上れない方、膝や腰が痛く、階段の上りおりが辛い方、また、妊娠中の方、心臓などに御病気を御持ちの方など、階段の上りおりにつらさを感じられる方はたくさんいらっしゃると思います。

先ほど、市としての対応はしていただいておりますけれども、その方が階段が上りづらいということが周りから見てわかりづらい場合もたくさんあります。市役所に来て、御無理をされて階段を上げられる方もいらっしゃるでしょう。さまざまな会議等も3階の会議室などであっておりますが、いろんな市の大切な役を受け持っていて、そのような会議に参加していただく方も、高齢の方も多いなとも感じます。

3階まで上がってこられて、部屋に入られて、「やっと着いた」とため息をつかれる声、「階段がね」という声も何度もお聞きしました。

市の大切なことを決めるこの議会も、傍聴に行きたいんだけど、3階まで階段を上げるのがねと、たくさんの方から私も言われました。

きょうは、私も多くの方に御協力いただいて、ここに座っておりますけれども、今回、私、自分自身が階段のつらさを生で体験して、どなたにでも利用していただきやすいよう、心底、庁舎にエレベーターの設置の必要性を強く実感したのですが、いかがでしょうか。庁舎の中に設置が無理なのであれば、外づけでもできないのでしょうか。

補強、補修の中に、そのお考えも視野に入れていただけないかと思いますが、エレベーターの考えもあるということですが、早急なる対応をお願いいたします。市のお考えをお聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

先ほども申しあげましたけれども、基本的にはそのエレベーター設置について検討していきたいということで、今おっしゃいましたけれども、建物の構造的な問題で、中にできるのか、あるいは外づけじゃないとだめなのか、そういう部分。それと、当然費用のこともありますけれども、こういったものを含めて計画的に改修をやっていく中で、その分についても検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。ぜひエレベーター設置は早急なる対応をお願いいたします。もう本当に私自身、生で実感しております。

それでは、もう一つ質問させていただきます。市営団地について質問させていただきます。

道海島団地は、ほかの市営団地と比べて、高齢者の方も余り苦痛には感じないと言われる声をお聞きします。その理由はなぜだと思われませんか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

道海島団地と、ほかの市営団地の違いについての御質問かと思えますけれども、道海島団地につきましては、平成10年から14年度の建設でございまして、4階建てのいわゆる片廊下型というタイプになります。廊下、階段、屋内にももちろん手すり等も設置しておりますし、高齢者に配慮がされている。また、道海島団地につきましては、車椅子専用の住宅も6戸設けております。

他の団地につきましては、4、5階建ての階段室型、それぞれ2戸ずつ分の階段がずっと上に上がっていくタイプになっています。建設されたのが、昭和51年から61年ということで、先ほど申しました道海島団地に比べると、かなり古い時期に建設がされております。

いわゆるこのときの建設時点でのそういった公営住宅の仕様の違いと申しますか、そういったところが出ているのではないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

私自身、けがをしてみて、もう心底、この階段の高さがこんなにも大切なものなのかということを実感しました。道海島団地の階段の一段一段の高さが、ほかの団地と比べて低いんですね、1段の高さがですね。この階段の高さの低い階段と高い階段で足への負担、また、

呼吸ですね、階段を上がった後もあはあと息をするんですけれども、これがもう全く違うんですね。

それでは、市役所の階段は、どちらの階段の高さだと思われませんか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

ちなみに議員おっしゃっているのは、階段の勾配の関係だと思います。いわゆる蹴上げと踏み面で勾配が変わりますので、その関係をおっしゃっていると思います。

一応団地につきましては、先ほど道海島団地は新しいタイプですので、階段の蹴上げが15センチで、階段の踏み面が30センチです。ほかの古い、先ほど言いました階段室型の団地におきましては、階段の蹴上げが17センチで、踏み面が大体25センチということで、いわゆる勾配がかなり違うというふうなことで、上りづらいとか、そういったイメージがあられると思います。

ちなみに市役所の階段につきましては、蹴上げが15センチ、踏み面が30センチということで、こちらはやはり当時から公共施設として建設されていますので、当時からいわゆる少し蹴上げが小さくて、踏み面が広いと、勾配が緩やかになっているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

私もその点を心配しておったんですけれども、リハビリのときに高い階段、低い階段、両方練習させていただいていたんですけれども、市役所をいざ上がってみたら、ああ、道海島団地と同じ高さなんだなというのは肌で実感しました。この2センチの高さというのはすごい大きいなというのを本当に感じております。

それでは、手すりはどうでしょうか。手すりはバリアフリーに適したものが庁舎にはついてますか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

現在、庁舎の手すりにつきましては、基本的に階段のところに片側つけておりますが、高さが一応90センチタイプで今ついているところです。もう少し低いほうがいいのかもしいですね。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

しっかりと握ってつかむことのできる形状、また、しっかりと力をかけて体を支えて握ることのできる高さの、今お話いただきましたけれども、90センチということで、若干高目ではないかなと思います。

その手すりの高さの大事さですね、これは小保団地にお住まいの、まだ手すりがついていない棟の高齢者の方などから、早く手すりをつけていただけないかと御相談をお受けするのですが、予算の関係上、毎年1棟ずつつけていますからと担当課のほうからもお答えをいただくんですけれども、毎年人は年をとりますので、自分の棟は何年先になるのかと、首を長くして待つてあるんですね。そのことも今回身にしてみても、この階段に握りやすい手すりがあることでどんなに助かるかという、生活する場所においては特に必要であるということも、この点も本当に実感いたしました。ぜひ一日も早く団地の手すり等もつけていただきますようお願いいたします。

庁舎の階段に設置されている手すりの高さが、先ほど90センチということでしたけれども、バリアフリー法では75センチから85センチの高さの手すりの設置となっているのではないのでしょうか。

ユニバーサルデザインの考え方として、身長差や高齢者の方など、それぞれが自由に利用しやすいほうを選ぶことができるようユニバーサルデザインでは75センチから85センチのもう一つ下に65センチから60センチの高さの手すりをもう一つ設置して、2台の手すりとしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

御指摘の分は、そういったバリアフリー法の定めがございますので、そういったものも踏まえて、階段の手すり以外の分も大分あるかと思っておりますので、そういった全体の中で考えていきたいというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

済みません、もう一点質問させていただきます。同じ手すりでも、階段が上りづらくなって私も初めて気づいたのですが、庁舎の階段の手すりは、どうして片側にしかついていないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

先ほど庁舎の階段の手すりの関係をお話ししましたが、今90センチとお話ししましたが、踏み面と蹴上げの関係で、実際は現実低いところは85センチのところもあります。

基本的には両方つけたほうがいいんでしょうけれども、まず、もともとの階段のほう、木の手すりが1つあったんですが、それに対してそういった方が上りやすいようにということで今、片側に設けていると思っておりますので、先ほど総務課長が言いましたように、そういったもろもろを検討していく際には、そういったものも当然検討の中に入るだろうというふうに、例えば、両方つけるとかですね。理由はちょっとわかりません。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

冒頭に申し上げましたように、私、足を骨折した瞬間に、庁舎の3階までどうやって上ろうかと本当に悩みましたので、家族の者に庁舎の階段の写真を写してきてもらったんですね。そしたら、先ほどお話ししましたように、しっかりとした握りやすい手すりは、階段の片側にしかついていませんでした。私は左足を骨折していますので、左側に手すりが必要でした

けれども、これは当然、逆の右側に手すりが必要な方もいらっしゃいます。本当にどうか利用される側の立場になって設置していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

バリアフリーについて、もう一点お尋ねさせていただきます。

庁舎には、車椅子でも利用できるトイレはありますか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

庁舎1階の北側のところに1か所ございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

昨年、東京の三鷹市に視察をさせていただいたんですけれども、どなたにでも使えるトイレということで、その御紹介されたトイレが先ほどの「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいたものになっていたと思うのですが、「車椅子の方も使いやすいように通常より3センチほど便座の高さが高くなっています」と説明されたんですね。私も先月は車椅子生活でしたので、車椅子の方にとって、その3センチの高さの違いで、こんなにもトイレの使いやすさが違うのかと実感いたしましたので、我が市のトイレはどうかなと思ってお尋ねしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

いわゆる便座の高さといいますか、今、一般的には40センチ程度というふうに言われておりますけれども、今、1か所ありますのは、高さが44センチございますので、そういった車椅子を利用される方に対しても対応できているものというふうに考えております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。助かります。

ただ、バリアフリー対応のトイレの案内表示も、正直わからないなと思うんですけども、その点も含めて、よりわかりやすく、より一層利用しやすい環境をぜひお願いいたします。

もう一点気になるのが、庁舎の向かって左側の入り口の扉ですけども、特に福祉課にも近いので、たくさんの方が利用される入り口です。あの扉も自動扉にはしていただけないかと思っています。大きなガラス扉をあけるのが重くてとても大変なんですね。

お子さんを抱えていたり、両手が塞がっていたり、また、車椅子などではとても不便です。そのような面からも自動扉にしていればと思っています。

含めて、これから庁舎の補強、補修をするに当たり、エレベーターの設置が庁舎の中に厳しいのであれば、先ほどもお話ししましたように、外づけでエレベーターもつけるとか、補修と一緒に自動扉にできないかなど、より利用しやすいよう本日はお願いをさせていただいています。

私自身、けがをして、その目線になってみて、初めて市民の皆様が誰でも、どなたでも来やすい、利用しやすい庁舎へと努める義務があるのではないかと強く思いました。

今まで、これでやってきたからと、見えているけれども、目を伏せていた部分だと思うんですね。そこに甘えるのではなく、建て替えはできなくとも、今よりも少しでも市民の皆様どなたにでも利用していただきやすいハード面からも、より一層ソフト面からも、人に優しい市役所へと努力していかなければならないのではないのでしょうか。

大川市も高齢化が進んでいます。市民の皆さん誰もが利用しやすい、来庁しやすい環境整備に、国が進めるバリアフリー化に向けて努力していかなければならないのはと、私自身生の体験から強く実感したのですが、最後に市長のお考えをお聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

お答えいたします。

今回、宮崎議員が不幸にもおけがをされて実感されたということでもあります。少し話はありますが、私も東京で生活をしておりますときに、子供をバギー、乳母車を押して、あちらは車がなくて、公共交通機関での移動ということになりますが、本当に不便であったということを実感いたしました。すごく便利なまちのようですが、地下鉄のほとんどにエレベータ

ーがついておりませんので、あるいは片側にしかついていないということで、エレベーターに乗るのに100メートル、150メートル歩いて、そこからまた、乗り替えてというような体験をしておりますし、その階段についても、やはり私自身はバギーごと抱えられる状態でしたから、まだよかったわけですが、先ほど議員おっしゃられるように、これから高齢者の方が大変ふえてまいります。もしくは障がい者、あるいは妊娠されている方だけではなくて、全体的に高齢者の方がふえていかれますので、先ほど総務課長が申しあげましたように、まずはこの庁舎が地震に耐え得るものにするということで今年度設計をしております、その設計が終われば、耐震の補強に入ると。その次に、やはりバリアフリー化というのは、しっかりと対応をしていかなければならないというふうに思っております。

今ほど言われました手すりにしろ、エレベーターにしろ、自動扉にしろ、我々がふだん使っていてなかなか実感できないことは、そういう車椅子の方、あるいは足が弱い方、そういう方々のお気持ちに立って、少しでも使いやすい庁舎にしていきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ぜひよろしく願いいたします。本当に弱者の目に立って考えていただければと思いますので、早急なる対応をお願いいたします。

次に、ヘルプマークについて質問をさせていただきます。

平成24年に東京都で作成し、配布されているヘルプマークですが、そのマークを使ったカードを福岡県では、東京都に次いで2番目に導入し、当初5万5,000枚作成され、新聞やテレビ等でも広報し、その反響により、枚数もふやして配布されているとお聞きします。

そのヘルプマーク、ヘルプカードとはどのようなものですか、御説明をお願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

御質問のヘルプカード、ヘルプマークについての説明ということです。

ヘルプマークにつきましては、こういった形で赤字に白抜きで十字マーク、それから、下のほうにハートマーク（資料を示す）というような形のマークになっております。このヘル

マークは、先ほど議員さんおっしゃられましたように、平成24年10月に東京都において考案され、利用がスタートしております。ヘルプカードは、このマークをカード化したものということで、裏に記載もできるような形になっております。

こちらのヘルプマーク、ヘルプカードにつきましては、聴覚や内部に障がいのある方、また、知的障がいのある方、人口関節や義足、妊娠初期の方など、手助けが必要な方であっても、外見ではなかなかわかりづらい、そういった不自由や障がいに気づかれにくい方、また、コミュニケーションがうまくできずに支援の内容がうまく伝えられない方、そういった方が身につけておくことで、周囲の方、周囲の人々が困っていることに気づくことができるように作成されたものです。

また、先ほど言いましたように不自由の程度によっては、支援をしてほしい内容というのはさまざまですので、支援、配慮してほしい内容をカードに記載することで希望に沿った支援を受けることが可能となっております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりづらいために、例えば、そのような方が優先席に座っていたら白い目で見られたり、元気そうに見えるのに突然倒れられてしまって驚かれたりするようなことがあります。そのような方々は、周囲の人の理解が得られずに苦しい思いをされていたり、体調の急変時や災害時に適切な対応を受けられるかどうか不安に思われています。

そのような緊急時や災害時にも周囲の支援を受けて、安全を確保しながら避難することが期待できるなど、大きな手助けとなるヘルプカードなんですね。このヘルプカード、援助や配慮を必要とされる方にはとっても大事な役目を果たすものだと思うのですが、利用するためには、例えば、障害者手帳とか母子手帳など、何か証明書のようなものを所有していないといただけないなど、利用条件があるのでしょうか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

特別に何がしかの手帳などの所持が必要になっているということはありません。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ということは、今の私のような状態ででもいただくことができるということでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

はい、必要であれば交付をさせていただきたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。それはどこでいただくことができますか。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

本市では、福祉事務所及び健康課の窓口、それから保健センターに配置をしております。また、市内の障がい者相談支援事業所、3か所ございますけれども、そちらのほうでも配布をしております。

また、ヘルプカードは、県のホームページのほうでダウンロード印刷というものも可能ですので、そちらのほうで入手することも可能です。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

先ほども述べましたけれども、福岡県では最初に5万5,000枚作成されました。それが反響があったということで、現在はよりそれを増刷作成されていますが、それでは、我が市のヘルプカード、ヘルプマークの配布状況を教えてください。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

当初、県のほうが作成されました段階で、本市のほうに100枚のヘルプカードが配布されております。それと同時に市のほうでも配布を開始しているところです。

その後、追加で配布のほうがあつているところですが、県のほうにも確認しましたが、具体的な枚数が何枚という正確な数字がとれていないということで、最終的な配布枚数の把握というのは、済みませんが困難な状況となっております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

はい、わかりました。

ヘルプマークをつけた方の安心のためには、ヘルプマークを実効的なものにするためには、どこかでそのマークをつけた方を見かけた際に、電車やバスの中で席を譲る以外にも、困っている場合には声をかけるとか、見守りをするとか、また、先ほど御説明いただきましたけれども、カードの裏面には手助けしてほしい内容などが書かれていますので、ヘルプマーク、ヘルプカードを身につけた方が困っているように感じたら、一人でも多くの大川市民の方に手助けをしていただきたいと思います。

そのためにも、市民の皆様にも福岡県もいち早く取り組んでいるヘルプカードを知っていただく必要があると思うのですが、普及に向けて、現在、我が市としてどのように取り組まれているのか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

ヘルプカードの普及、周知等のお話かと思えます。現在、大川市のほうでは、先ほど言いましたように窓口等での配布、それからチラシの設置、そういったことは行っておりますが、これまで市報への掲載やホームページへの掲載というのは行っていない状況ですので、その部分も掲載等を行いながら周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

先ほどもいろんな福祉事務所等とかでも配布をしておりますということですが、それでは、今、まだ取り組みが大川市としてはおこなっているのではないかと思います。我が市のヘルプマーク、ヘルプカードについての市民の方々の認知度についてはどのように思われてありますか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

明確な根拠というものがあるわけではございませんけれども、こちらのヘルプマーク、ヘルプカードに対する市民の方々の認知度というのは、やはり低いのではないかというふうに感じております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

障がいのある方、認知症のある方、妊娠している方などの中には、手助けが必要であっても、外見では不自由や障がいに気づかれにくい人、コミュニケーションがうまくできずになかなか伝えられない方など、先ほどの御説明の中で、このような方々に身につけておくことで、周囲の人が困っていることにすぐに気づくことができるようにこのヘルプカードはつくられているということですよ。たくさんの大川市の市民の皆様にヘルプカードの認知、また普及に向けて、多くの市民の皆様にこの内容を知っていただけるように、市として先ほどホームページ等々でも言うていただきましたけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思うのですが、いま一度ご決意と申しますか、どのように取り組むのか、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

このヘルプカードにつきましては、議員さん何度もおっしゃられるように支援をしてほしい方、それと周りの支援ができる方、そういった方々を結ぶ手助けになるものというふうに考えます。市民の方がそういったことを、認知をより深めることが大切になってくるかと思っておりますので、先ほど申し上げましたように市報への掲載やホームページ等への掲載を行って、周知等を図ってまいりたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。

市報、ホームページ等もちろん掲載していただきながら、いろんな会議とか、いろんな場所でも、また子供たちの学校関係の場でも、ぜひ広めていただきたいなと思っておりますけれども、学校のほうでもそちらのほうは進めていただきますようよろしく願いできますでしょうか。教育委員会のほう、お答えいただけますか。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

議員おっしゃるように福祉教育の観点から非常に必要なものではないかなと、実はこの質問があって初めて私もヘルプカードを知ったわけでございまして、今後、校長会等々で進めていきたい、啓発をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ぜひよろしく願いいたします。特に子供たちは本当に電車とかバスなどの中でそういうかわったほうがいいかな、お席をお譲りしたほうがいいかなと思っても、その譲ることに対しての勇気ですね、すごく勇気が要って、子供たちも譲っておりますけれども、本当にそういうヘルプカードがあると、声もかけやすく、子供たちも勇気が出やすい、すばらしい体験ができるのではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、関連ですけれども、もう一点お聞かせください。

市民の方より短期の間とか、車椅子の貸し出しなどをしていただけると助かる方がたくさんいらっしゃると思いますがと提案の御相談をお受けいたしました。確かに私も先月1か月間だけは車椅子だったんですね。ですから、本当に一時的に短期の間でも借りることができる、そのようなものがあると助かるなど実感したのですが、現在、市では車椅子の貸し出しなどあっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

車椅子の貸し出しの件ですけれども、現在福祉事務所の事務所の前のほうに車椅子を設置しております。トータルで7台ほどありますけれども、うち6台がノーパンクタイヤということで、修繕というか、変更をさせていただいています。そちら6台につきましては、現在貸し出しのほうを行っているところです。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ありがとうございます。申しわけありません、貸し出しができるということを私、知りませんでした。市民の皆様も知らない方が多いのではないかと思いますので、もっとそのことも知っていただきたいと思います。とっても助かります。ありがとうございます。

それでは、その貸し出してある車椅子は、子供用もありますか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

基本的には大人用ですね。子供用というのは置いておりません。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

今回、私に御相談があったのが、ほかの自治体で幼稚園児のお子さんが足を骨折されて、子供さん用の車椅子を市から2か月ほど貸していただかれてあったということで、けがをさ

れたお子さんが自分でも動かせて、また、外出時なども折り畳んで車に積んで行けたので、とっても助かったというお話を聞かれてきてありました。赤ちゃんから2、3歳ぐらいまではベビーカーなどがありますけれども、大人の車椅子では大き過ぎるということで、幼稚園児ぐらいから小学校低学年ぐらいまでの、まだまだ松葉杖を使うのが厳しいぐらいのお子さんが1、2か月とか半年とか短期間、市から貸し出ししていただけると助かるのですがという御相談をお受けいたしました。

子供というものは、いつけがをしたり、骨折したりするかわかりません。けがや骨折などでほんの数か月必要となる場合などに、子供用の車椅子の貸し出しもしていただけると助かるのですがというお願いをいただきました。できないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

今現在、先ほど申し上げましたように、子供用の車椅子はございません。そちらのほうを設置するということになれば、当然ちょっと費用的なものもかかりますし、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

今の件、市長、どのように思われますか。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

子供用の車椅子について、議員おっしゃるとおりに、今、大人用の車椅子しか貸し出しをしていない。すごく小さいお子さんはベビーカーで、その間を埋めるのが必要じゃないかということでもありますので、どういうものが何台ぐらい必要なのか、それに幾らぐらいかかるのかというのは、もう最終的には決まってきますが、ちょっとその辺も含めて、しっかり考えていきたいというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

4番。

○4番（宮崎稔子君）

ぜひよろしく願いいたします。

本日は、より一層の思いやりいっぱいの温かいまちづくりのために、誰もが生活しやすい、住みやすい、思いやりの輪が広がる大川市となるよう、ハード面からもソフト面からも庁舎からスタートしていく必要があるのではと思います、本日の質問をさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

最後に、着座にて質問させていただきましたことをいま一度深くおわびいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は10時10分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前9時55分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、1番馬淵清博君。

○1番（馬淵清博君）（登壇）

皆さんおはようございます。きょう2番目の質問者ということで、一般質問通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ことし7月に起きました西日本豪雨、そして、つい先日の関西地方を襲いました台風21号、そして、きのう未明に起きました北海道の地震、被災者の方々にまずもお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

最近では、1時間に100ミリを超える集中豪雨が日本各地で頻繁に発生しております。世界的な規模で見ましても、大雨による大規模な洪水、熱波による山火事等、異常気象によると見られる現象が世界各地で発生しております。ことし、日本は異常な高温状態であり、埼玉県熊谷市では7月23日、最高気温が摂氏41.1度という観測史上最高気温を観測しております。九州でも8月13日、大分県日田市で39.9度、同日、久留米市では39.5度を観測しているとのことでございます。

このような異常に高い気温を含む台風や雨、雪、気温、雷など、気象が直接の原因で発生

する災害は気象災害と表現されており、近年は頻繁に発生している状況であります。このような異常気象は地球温暖化現象が原因ではないかと言われており、その温暖化の主な原因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であると言われております。

地球温暖化は地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、豪雨、暴風雨、台風の異常発生なども観測されており、農作物や生態系への影響など間接的な被害も報告されております。

この地球温暖化に国の対応としては、平成27年7月に開催された地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%減、2005年度比で25.4%減とする日本の約束草案を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出。また、同年12月には、フランス・パリで開催されましたC O P 21で、全ての国が参加する実効的な2020年以降の法的枠組みとしてパリ協定が採択されております。

以上のことを受け、政府は平成28年5月13日に地球温暖化対策推進本部におきまして、地球温暖化対策が確定されたとのことであります。計画では、2030年度に2013年度比で26%削減するという中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的な目標を掲げて温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での大きな礎となるものだそうであります。

以上、地球温暖化について、また、政府の対応について述べてまいりました。地球温暖化の取り組みとしまして、大企業による二酸化炭素の排出量の削減から一般家庭の節電まで幅広くございます。

そこで、市としてはどのような形で温暖化対策に対して取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問として終わらせていただきます。

あと通告しておりました環境対策、クリーク的环境、外来生物に関すること、それから、防災対策、災害時の受け入れ態勢、久留米広域消防加入に伴う消防団の関係について、それから、最後にオスプレイの配備の3点につきましては、質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

馬淵議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、地球温暖化問題は、気候の変化が生態系に与える影響の深刻さや異常気象等による日常生活への影響が危惧されており、国際社会においても重要な課題の一つとなっております。大川市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制を図るため、みずからが率先して地球温暖化対策に取り組むとともに、市民や事業者の自主的、積極的な行動を促すことを目的に、平成18年2月に第1次大川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、平成23年3月には第2次計画、さらに、国の状況を踏まえ、平成28年2月には第3次計画を策定し、温室効果ガスの削減目標の達成に向け、全庁的に取り組みを推進しております。

取り組み内容につきましては、市庁舎を初め、公共施設における電気、水道などの使用量の削減や、公用車におけるガソリン等の節約の取り組みを行っております。

また、市民の方々を対象に、環境イベント等で地球温暖化防止の意識啓発や地球温暖化をテーマとしたセミナーを実施しております。

本市といたしましては、今後も地球温暖化対策に取り組み、市民に対しまして意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えをさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、引き続きお尋ねをしていきたいと思っております。

市役所内に地球温暖化対策推進委員会というのが設置されておるといふふうにお聞きいたしましたけれども、その構成人員とか取り組みについてわかりましたらお教え願いたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

議員御質問の大川市地球温暖化対策推進委員会でございますけど、これは副市長を委員長

として、全ての所属長で構成いたしております。

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減を推進するために、削減目標の設定、それから、公共施設等で使用するエネルギー等の削減に向けた具体的な行動計画等の策定、見直し等を行っており、また、進行管理を行っているところでございます。

市の事務事業に伴います削減に関する主な取り組みでございますけど、施設を所管する部署、それから、職場、職員が主体的に省エネに取り組むと。それから、省エネ型の設備機器の導入の検討、太陽光発電等の導入を検討しながら、電気や水道の使用量の削減、それから、設備機器や公用車の燃料使用量を削減しながら、温室効果ガスの削減を目指しているというところでございます。

その削減と取り組んだ内容はどうかということで検証するために、毎年、各施設等の所管から電気の使用量なりエネルギー、燃料の使用量を報告いただいて、例えば、増減等があれば、なぜ増減したかと、そこら辺も一定検証しながら、各職場にもまたフィードバックをしているというところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

丁寧なお答えありがとうございました。

市職員も含め、全員で取り組んであるというふうに受け取りをいたし、また期待をすることでありますが、大川市の第5次長期総合計画の中に、先ほど申されました、大川市では平成23年に地球温暖化対策実行計画を改定し、市施設における温室効果ガスの削減に取り組んでおられ、今後は市民一人ひとりの役割が重要になることから、取り組みをさらに強化していく必要があると明記され、成果目標として、公共施設の二酸化炭素の排出量を現況値2,935トン、平成25年ですね——から目標値は下げるというふうに明記してございました。

2,935トンから下げるということになっておりますけれども、進捗状況なり具体的な削減の実績というのがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

平成25年度の公共施設等から排出された温室効果ガスということで、先ほど申されましたように2,935トンということをごさいます、当初取り組みが、基準年といたしておりますのが平成17年の実績というのごさいます。これが3,379トンということで、その基準年から平成25年度を比較すれば、約19%の温室効果ガスの排出量を削減しているというところをごさいます。

ただ、この間の取り組みをごさいますけど、全庁的に積極的に取り組んでいただいたということもごさいますけど、取り組み当初は、それまでやっていなかったものですから、削減できる余地があったというのごさいますし、市内の小学校5校に定格出力20キロワットの太陽光発電を設置されたということで、一定程度削減できただろうというふうに考えております。

ただ、平成26年度以降29年度までですけど、その排出量を見ますと、もうほぼ横ばいで推移している状況になっております。ですので、現在の実行計画の取り組み内容等を引き続き実施しても削減できるのか、全庁的に周知が図られているのか、このままじゃちょっと削減が難しいということであれば、実行計画の見直しを含めて検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

先ほど火力発電と申されたのか、太陽光発電のことだと思いますが。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

市内小学校のことですか。これは太陽光発電を設置いたしております。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

大川市の取り組みということで報告していただきましたけれども、隣の大木町は環境問題に対してはかなりシビアな町をごさいます、温室効果ガスの削減目標を数字にして取り組

みがなされております。排出量は所定の算式で計算されておりますけれども、町の対象とする22施設の温室効果ガスの排出量の算定結果を測定し、施設全体のCO₂排出量の推移は平成25年度が1,912.7トン、平成26年度は1,860.7トン、平成27年度は1,804.8トンで、3年間で5.6%減となっておるそうです。

先ほど大川市の場合は17年から25年ですか、その間は19%削減されたというふうな数値をお伺いいたしました。それは過去のことであって、今後どういうふうな目標を上げていかれるのか。そして、最初に申されました職員の取り組み、それから、職員の環境意識のレベルアップを図りながら、達成に向けて努力をするというふうに大木町はなっておるそうです。

今後地球温暖化は大きな問題として取り上げられてくると思いますし、地球温暖化対策や施策は地味な政策だとは思いますが、今後重要な課題になると思いますので、大川市、そして、市民の皆さんのためになるように具体的に取組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

先ほども申しあげましたとおり、市の事務事業のほうから排出する温室効果ガスの削減というのを取組むということで、目標数値は掲げておりますけど、ここ数年横ばいで削減できていないということもありますので、まず、そちらのほうの内容を精査して、見直しの必要があるということであれば見直しも検討していきたいと。

それから、市長が申しあげましたとおり、市民の皆様に対してはイベント、それから、市報とかセミナーとか、そういったところで啓発等を行っているところでございます。

それとあと、県のほうで数種類取組みが行われております。例えば、環境カレンダーとか、その時期時期に応じたエネルギーの削減方法等、そういったものもございまして、そちらのほうも機会を捉えてうちのほうも普及啓発を行っております。先日も大川市の、県のほうから委嘱されておりますけど、地球温暖化防止の推進員さん、石橋貞子さんがなられておりますけど、そちらの方からうちのほうで全職員に削減に向けた取組みということで説明等をいただいて、県のほうの事業なんですけど、そちらのほうの登録をして削減に取り組むということでも環境課ではやっているところでございます。引き続き、おっしゃるように

機会を捉えて市民の皆様にも普及啓発等を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

先日、福祉大学のほうで夏祭りがございました。そのとき入っていきましたら、私はネクタイをしておりましたら、女性の方、石橋貞子さんでございましたけれども、呼びとめられて、まだあなたはクールビズがなっていないんじゃないかと、もう少し取り組んでもらってはいかがかというお声をおかけいただきまして、ああ、そういうことだなと思って、きょうは私、ネクタイをしておりますけれども、今後、私なりにまた温暖化対策に協力するように頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも市のほうとしてはよろしく推進のほうをお願いいたしたいと思っております。

それでは、次の質問に参りたいと思っております。

ことは記録的な猛暑であります。まして少雨傾向でもあります。九州北部は8月の降水量が平均の4分の1だそうでございます。観測史上2位の記録的な少雨となる見通しだそうで、气象台によりますと、8月の九州北部の降水量はふだんの平均の26%だそうで、9月1日現在で八女市の日向神ダムは貯水率がゼロだということでございました。

猛暑、少雨ということで、市内のクリークの水質環境についてお伺いしたいと思っております。

市内には約300キロのクリークがめぐっているわけでございますが、農業用水として利用、生活排水もクリークに流されております。ことは異常な高温傾向と少雨傾向により、クリークの水が減少ぎみでありまして、ちょっと悪臭がしているというところもあると伺っております。工場や事業所が関係する排出、水質汚濁防止法というものもございますけれども、大川市といたしましては市内のクリークの水質調査等は実施しておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

市内クリークの水質調査に関する御質問でございます。

環境課のほうでは、公害等の監視、それから、環境保全及び公害対策の基礎資料というこ

とを目的に、市内各地の幹線的な水路の19か所において水質汚濁状況の調査を行っております。

調査といたしましては、7月と2月の年2回、それから、調査項目でございますけど、生活環境項目でございますpH、BOD、SSなどの7項目を行っております。

水質の状況でございますけど、水質の指標でございますDO（溶存酸素量）は、ここ数年を見てもおおむね基準値を満足している状況でございますが、BOD（生物化学的酸素要求量）につきましては、多くの地点で基準値を超えているということで、特に前年度はほとんどのところで超えているという状況でございますので、環境課といたしましては、引き続き水質改善による生活環境と自然環境の保全を図っていくために、家庭雑排水の浄化に効果がある合併処理浄化槽の普及促進に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

水質については、ほぼオーケー状態であるということでございます。雨が降れば水も変わりますし、そうなれば浄化等もよくなってくると思います。

それでもう一つ、上下水道課でも同じ水質についての調査等が行われると聞いておりますので、上下水道課にもお尋ねしたいと思います。調査の箇所、それから、調査項目等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐田重徳君）

先ほどの御質問にお答えいたします。

上下水道課では、下水道の供用開始区域の水路において、小保地区など9地区21か所について定点観測による水質検査を行っております。

検査の回数、項目については、8月と2月の年2回採水し、環境課と同じですけれども、環境項目のうちのpH、BOD、SSなどの7項目を検査しております。

水質の状況でございますが、ほかからの流入等もございますので一概には言えませんが、接続への件数が増すごとに水質はよくなっているものと考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

年々よくなっているということを伺いまして、安心をしているところでございます。

それから、1つお伺いしたいんですが、これは環境課になるかどうかちょっとわかりませんが、酒見北部のほうにクラゲの処理会社があるふうに伺って、小保にもあるふうに伺っております。三又、諸富の方から、ちょっとにおいがするとか、水質が汚いとかいうお話を伺ったことがございます。そういう苦情がございましたか。また、そういうことがございましたら、その対処としてどういうふうにされましたか。お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

御質問が、大字酒見と諸富の境界付近に設置されているクラゲの処理施設のことだと思います。

この施設は、有明海から水揚げされたクラゲを輸出するために保存処理を行っていらっしゃる施設でございまして、苦情の内容は、主にクラゲを洗浄した液体がクリークに排出する際に、当初何ら対策を講じられていなかったということから、工場周辺等で、クリークからでもですけど、悪臭がするという内容の苦情が寄せられておりました。

水質の関係、水質汚濁防止法という法律がございまして、この事務が県の所管ということになっておりますので、県と一緒に現場に行きまして、水質調査は行っております。そのときは、BODなり pHは基準値内で特に問題はなかったということで確認をいたしております。ただ、においはしているということでございましたので、工場内に立ち入りをして必要な対策等の指導、助言等は行ってきたところでございます。

その対策でございまして、業者さんのほうが28年、29年にそれぞれ処理水を浄化する施設を設置いただいたり、工場内で漏れた排水を流すといいますか、においがするときは井戸を掘られて希釈して流すというようなこともしていただいているところでございまして、現状は特段問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

適応した処置をされているというふうを受け取らせていただきます。

先ほども申しましたけれども、雨が降れば自然に水がきれいになってくると思います。上下水道課は、先ほど課長が申されましたように、下水道事業の拡張により、つなぎ込み件数もふえ、それにつれて汚水の処理量も増加傾向にあると伺っております。先ほど年々よくなっているというふうに申されました。くれぐれも処理水の浄化に努めていただきまして、今後とも水質の保全を図っていただきたいと思っております。

以上で水質についての質問は終わらせていただきます。

次に、クリーク的环境、外来生物、外来植物のことについてお伺いしたいと思います。

外来生物とは、本来その地域にいなかったのに人為的に他の地域から入ってきた生物のことをいうと提言されております。こうした日本にやってきた外来生物が、何らかの理由で自然界に逃げ出すことがあります。多くはそのまま生き続けることが難しい生物もおりますけれども、定着することがある生物もございます。定着した全ての外来生物が周囲に悪影響を及ぼすということではありませんけれども、時には地域の生態系や人間の健康、農林水産業などに大きな被害を及ぼすことがあります。こうした被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあると認められる外来生物を特定外来生物として指定し、取り扱いの規制をしてございます。

以前、私の小さいころでございましたけれども、雷魚、通称タイワンということでもございました。それから、アメリカザリガニ、食用ガエルと数多くおりましたけれども、それらは外国から輸入されたものだとして聞いておりました。最近では余り見かけませんけれども、近年ではジャンボタニシ、それから、アカミミガメをよくお聞きいたします。

ここで尋ねたいんですが、大川市の川やクリークに生息すると思われる外来生物、または外来植物というのを市のほうでは把握してあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

市内クリークに生息する外来生物の把握状況についての御質問だと思います。

定着している外来種自体も2,000種を超えているということでちょっと膨大でございますので、私のほうからは農水産業、それから、人体、生態系に影響を及ぼす、または及ぼすおそれがあるということで私どもが注視しておくべき特定外来種、それから、緊急対策外来種についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、特定外来生物でございますけど、動物としてはウシガエル、それから、別名をブラックバスと申しますけど、オオクチバス、ブルーギル、カダヤシというのが確認されております。それから、植物ではブラジルチドメグサが確認されているところでございます。

それから、緊急対策外来種でございますけど、アカミミガメが確認されているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

今回は、先ほど言われました特定外来生物、それから、緊急対策外来種ということでアカミミガメ、植物はブラジルチドメグサがこちら辺に生息をしているということでございますので、アカミミガメ、ブラジルチドメグサに特定いたしまして御質問をさせていただきたいと思えます。

アカミミガメはかなり生息をしておるといふふうに私も確認をいたしております。生態系に影響を及ぼすということから、適切な扱いということで、特別にこうしなさいといふふうな指定はしてございません。

それで、環境課のほうとしては、アカミミガメの確認の状況、また、アカミミガメに対する対応、それから、大木町のほうではアカミミガメの対策をしてあるといふふうに伺っております。そういうことを伺いながら、大川市としては何か今後の対策があるのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

アカミミガメの確認状況、それから、対応と今後の対策ということの御質問でございます。アカミミガメにつきましては、そこら辺をちょっと散歩すればクリークに、至るところに

いるということで、ほとんどの方が把握はされていると思いますけど、同じように市内全域のクリークに生息しているということは承知いたしております。

ただ、先ほど大木町の話述べられましたけど、大木町は蓮、それから、菱に被害があるということで、地域を特定して、その地域の方に捕獲器をつくるための補助、それから、つかまえられた分について1匹200円の補助を出されているということでお聞きいたしているところがございますけど、大川市におきましては農業等の被害が確認されていないということもございまして、特段の対応はいたしていないというところがございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、国のほうの緊急対策外来種ということで指定がされております。もう御存じのとおり、アカミミガメが全国で約180万匹がまだ飼育されているということもありまして、遺棄等が行われたら大量にクリーク等で生息するというところもございまして、国はそういったことをしないように、まず啓発等をする緊急性が高いということで緊急対策外来種に指定しているということもございまして、私どもとしても、市民の皆さんに悪影響を及ぼすような外来種をまず大川のほうに持ち込んでいただかないと。それから、飼っている方は終生飼っていただいて、投棄とかはしないでほしいと。それから、餌を与えている方もおられるというふうに話を聞きますので、餌も与えないでいただきたいということで、まず、拡大防止に向けた啓発を行いたいというふう考えております。

それから、国では平成28年度だったと思いますけど、アカミミガメの駆除などを総合的に行うために、今プロジェクトが進められているところもございまして。その中で、アカミミガメの生息状況、それから、悪影響等の調査、それから、捕獲等の防除技術や体制の確立も含めて検討を行っていくということになっておりますので、その結果がどのようなものか、それから、国、県の対応がどうされるのかを含めて、その動向を見た上で今後の対応を検討させていただきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

それでは、特定外来生物でありますブラジルチドメグサについては、クリーク課のほうになるかと思っておりますけれども、同じく生育状況の確認とか、それに対する対応、そして、今後の対策等をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川野栄美子君）

クリーク課長。

○クリーク課長（甲斐 衛君）

ブラジルチドメグサの取り組みについてお答えをします。

ブラジルチドメグサにつきましては特定外来生物に指定をされておりまして、これは福岡県におきましても、福岡県の侵略的外来種リストの中で重点対策外来種として選定をされております。

大川市におきましてもクリーク内に驚異的な繁殖力でふえ続けておりまして、クリークの維持管理や他の水生生物の生態系などに対する影響に深刻な懸念があります。

大川市におきましては、現在の生育状況ですけど、平成26年度に福岡県から依頼がありまして調査を実施しております。調査の結果としましては、市内全域に生育しているのが確認をされております。平成26年度以降、調査は実施しておりませんが、現在も市内全域にブラジルチドメグサが生育していると思われまます。

具体的なブラジルチドメグサへの対応としましては、各地域のクリーク清掃共同作業や機械借り上げによりますクリーク清掃によって除去を今のところしております。そのほか、市報に地域での清掃活動におきましてブラジルチドメグサの除去のお願いを掲載して広報しております。また、近隣市町で構成をしておりますクリーク雑草対策協議会におきましても、各市町の最近の動向や対策等の情報を共有しております。

それで、今後の対策としましては、現在のところ人力、または機械による除去しか対応策がありません。とにかく早期発見、早期除去が最も重要だというふうに考えております。

年間を通しまして計画的な防除を行うために、まず、生育状況の把握につきまして各地区の用排水路維持管理推進会や土地改良区などと緊密な連絡調整を図りながら、とにかく生育を発見しましたら根こそぎ除去して集積を行い、完全に処分するまでの方法を今後検討する必要があるかなというふうに考えております。

そのほか、国、県に対しましては近隣市町と連携しましてブラジルチドメグサの処理対策につきましての調査研究及び除去に対する支援の要請を行っておりますので、これにつきましても引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後ともブラジルチドメグサの防除につきましては市民の方々の協力が不可欠であります。市としましても地域の防除活動に対する支援を引き続き行うとともに

に、近隣市町とも連携しながら、根絶に向けた対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

平成27年3月に政府のほうといたしまして、外来種被害防止行動計画というのを策定してあります。その中に、外来種は定着が進むにつれ対策にかかる費用や労力等のコストが大きくなると。対応が困難になってくると。それで、定着が確認された場合は、早期に根絶を目指し、迅速に対応することが重要で、被害がはっきりあらわれる前に対応したほうがはるかに効果的であるというふうに策定をされております。

それで、クレークは大川市、柳川市、大木町はつながっております。カメをどこだけ駆除したからそこがいなくなったということではなく、動いている場合がございますので、近隣市町村と連携し、お話をされまして、対応をしていただければというふうに思っております。

ちなみに、大木町では28年度からアカミミガメの駆除に取り組まれておるそうでございます。わなをかけてカメを捕獲、28年度は殺処分して地中に埋めたというふうに伺っておりますけれども、29年度からは勉強をされまして、明石市のほうが今までに1万匹以上を処理されたというふうな話でございましたので、明石市のほうから講師を呼びまして、冷凍していただくほうがおいとかもないということで、捕獲したカメを冷凍庫に入れまして凍死させる。そして、腐葉土や草と一緒に重ねて堆肥化をします。そうすると、においもしなくて処理も、またあと利用もできるというふうな形で取り組んであるということでございますので、そういう事例も参考にされまして大川市では駆除の取り組みをお願いできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

防災関係でございます。皆さん御存じのことと思っておりますけれども、9月1日は防災の日でございます。9月1日は大正12年、関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では210日に当たり、台風シーズンを迎える時期ということでもあり、当時、昭和34年9月26日の伊勢湾台風、戦後最大の被害を被ったことを受けて、地震や風水害に対する心構え等を育成するために、昭和35年6月の閣議で決定されたそうでございます。

大規模な災害が起こらなければよいのですけれども、一昨年熊本地震、昨年の九州北部豪雨、それから、ことし6月の大阪北部地震、また、7月の西日本豪雨、つい先日通り過ぎました台風21号、そして、きのうの北海道の地震、大きな災害は空からも地中からも突然に起きてまいります。

昨年7月5日の九州北部豪雨が発生した際、その翌日には県内外の消防、警察、自衛隊等、救援人員など合わせて約2,000人ほど、それから、救援の車両として300台ぐらいが被災地に集結したということがございます。人命救助等の活動を行われたということがございますが、もし大川に大規模な災害が発生したと仮定いたしまして、消防、警察、自衛隊などの多くの応援部隊を受け入れるというふうになった場合、どのような受け入れ態勢、対応をとられるのか、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

大規模災害時の市の受け入れ態勢につきましてお答えいたします。

大規模災害になりますと、まず応援要請が必要となりますが、これに関しましては地域防災計画の中で定めておまして、大規模災害発生時においては、市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定や福岡県消防相互応援協定などに基づき、他の市町村や県に対し応援を求め、災害対策に万全を期することとしております。

また、自衛隊の派遣要請につきましては、市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに県知事に自衛隊への派遣要請の依頼を行うこととしております。

次に、その後の応援の受け入れが出てきますけれども、応援隊の受け入れ、活動調整の拠点となる場所につきましては、これも地域防災計画において、緊急援助隊受け入れ場所で野営可能な場所として、大川中央公園グラウンド、筑後川総合運動公園、大川市水処理センターを定めております。

なお、実際に発生しました災害の規模や被害状況などにより、受け入れ拠点場所を決定していくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

お答えありがとうございました。

地域防災計画第2編第3章第1節、4番の受援計画ということで、「市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成するなどし、体制の整備を図る。」ということになっております。それから、5番目に広域応援拠点等の整備ということで、「市は、応援隊の受け入れ、活動調整の拠点となる場所、施設等を選定・整備し、関係機関と情報を共有する。」となっております。

今回も、ことし9月27日に行われます30年度の大川市総合防災訓練には陸上自衛隊第4特科連隊も参加していただけるように伺っております。応援を受け入れる側として、例えば、津波が来た場合と仮定いたしますと、自衛隊は野営地を大野島運動公園にするというふうに書いてあったと思いますが、津波があつたら運動公園はまず使用できないかと思ひます。

そういうところも考えまして、応援を受け入れる側としては場当たりのではなく、基本的な計画というのを考えてもらえたらと、そういうふうなことを防災計画の中に盛り込まれてみてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

議員御指摘の件につきましては、災害といひましても、地震とか、先ほど言われた津波、あるいは台風による高潮とか、いろいろございますので、地域防災計画の中身をもう少し具体的に研究、検討していきながら、実際に即した、すぐ動けるようなとか、受け入れられるようなというのは、今後具体的に検討、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

災害に応じていろいろ対処もあるかと思ひますけれども、よろしくお願ひをしたいと思ひ

ます。

それでは、次に災害ボランティア等のことについてお尋ねをしたいと思います。

まず、大規模な災害が発生した場合は、被害者の多様なニーズに対応してもらうということで、災害ボランティアということが頻繁に言われておりますし、災害ボランティアの参加協力が不可欠ではないかと私も思っております。

大川市として、ボランティアの受け入れに関することが、災害ボランティア等の設置に関することがございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

災害ボランティアの受け入れについてお答えいたします。

災害ボランティアの受け入れにつきましては、これも地域防災計画の中で定めておりますけれども、大規模な災害の発生に際しては、社会福祉協議会及び市は、福岡県社会福祉協議会などが中心になって設置します災害ボランティア本部の協力・支援を得ながら、現地災害ボランティア本部を設置し、被災住民のニーズの把握、あるいはボランティアの募集、受け付け、現場へのボランティアの派遣などを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

この資料の中に、災害ボランティアリーダー、コーディネーター等の育成・支援というふううたっております。災害が発生したらボランティアがすぐに活動できるように、被災者、住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として平常時から災害ボランティアリーダー、コーディネーターの養成を行うと。

市の役割としては、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じ、それぞれの地域における災害ボランティア等の育成・支援に努めるというふうになっております。

そして、社会福祉協議会の役割として、社会福祉協議会は災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努めるというふううたっております。

そこで、現状をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

お答えいたします。

市では、災害ボランティアリーダー、コーディネーターの育成・支援に関しましては、現時点のところは具体的な取り組みはまだできておりませんが、今後、社会福祉協議会と連携しまして、進めていかなければならない課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

ボランティアに関しては、社会福祉協議会のほうがリーダーの養成と支援に努めるということでございますので、協議会のほうとよく連携をされまして、協議会のほうにちょっと伺いましたら、J C とかの連携をとりたいというふうな話を事務局長からお伺いをいたしました。

今回は大規模な災害発生時の対応ということで2点お伺いいたしました。災害は忘れたころにやってくると申しておりますけれども、最近は、災害はいつやってもおかしくないというような状況でございます。早目の対応、適切な対処を市のほうにはお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

前6月議会で消防の広域化のことについてお伺いをいたしました。その後、市のほうにおかれましては、広域化に向けての話し合いが順調に進んでいる旨を伺っております。

今回お尋ねしたいことは、大川市消防の広域化に伴う大川市消防団の処遇についてでございます。

まず、お尋ねをしたいと思います。総務省消防庁の市町村の消防の広域化に関する基本指針によりますと、5番目に「市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項」ということで、1番に「消防団との連携の確保」とうたっております。

内容は、「消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、基本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村消防の広域化の対象とされておらず、

従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。」と明記してございます。

要約して解釈いたしますと、大川市の消防署が久留米広域消防に加入した場合は、消防団は別ですよと、消防団関係のことは置いていきますよというふうなことでございます。

今まで消防本部内の消防団係で行っていた大川市消防団に関する業務というのは外して久留米広域消防に行きますということで理解していいと思いますが、消防長そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

消防長。

○消防長（田中嘉親君）

議員のおっしゃるとおり、消防の広域化の対象につきましては、いわゆる常備消防でありまして、消防団はその対象となっておりません。したがって、消防団に関する事務は大川市の事務として残ることとなります。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

引き続きそのことについて市のほうにお伺いしたいと思いますけど、今まで消防団係で行っていた団関係の主な業務の内容、そのほか、何か消防団関係以外で大川市のほうに残していくという業務がございましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

消防長。

○消防長（田中嘉親君）

まず、消防団の主な事務についてお答えいたします。

消防団の人事及び報酬に関すること、それから、消防団員の教養研修に関すること、消防団の予算決算に関すること、消防団の行事に関することなどがあります。

それと、ほかに残していくものということですが、防火水槽や消火栓の新設及び維持管理、クリークのしゅんせつによる貯水工事などの消防水利に関する事務も市の業務として残ることになります。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

先ほど言われました団係、報酬、研修等、予算等も含めまして残していかれるということでございます。その業務に関しては、当然市のほうが引き継いでいくということになると思います。消防署は残していくわけですから、その業務、私が思いますに、新設されるであろうと思いますが、その部署というか、係というふうに言った方がいいかと思いますが、どのような形で、どのような名称で引き続き業務を担当されるのか、計画されているのかを市当局のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

消防団係が行っています業務をどの課で引き継ぎ担当するかということですが、現時点ではまだ決めておりません。

ただ、やはり広域消防本部とこの消防団というのは緊密な連携が重要になってくると思っていますし、消防のほうからはやはりその業務引き継ぎとか準備に時間がかかるということですので、早急にこの点は詰めていきたいと考えております。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

まだ検討中であるということでございます。

そこで、企画課長も言われましたとおり、消防本部と消防団は緊密な連携の確保が必要となると。団長と常備消防との一元的な連絡調整や、平素から消防団は常備消防を含めた訓練等の実施、消防団と消防署の連携確保のために連絡調整担当の配置、それから、定期的な連絡会議の開催、それに常備消防と消防団との連絡通信手段の確保、以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化の消防本部と消防団との連携を図ることが必要であると、総務省消防庁といたしましても両者の関係の維持は強く認めております。消防署と消防団は両輪のごとくと昔から言われております。消防署と消防団は緊密な関係でなければなり

ませんし、また、大川消防署が広域化に加入後も、両者の連携があつてこそ、両者の長所が活かされて、大川市の防災の向上につながっていくものだと私は確信いたしております。

ちょっとここで確認ですけれども、広域に加入された後、現消防署の土地、建物等の所有の権利というのはどこにどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

消防長。

○消防長（田中嘉親君）

広域化後につきましては、久留米広域市町村圏事務組合に所有権を変えることとなります。以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

久留米広域市町村圏事務組合に渡るということでございます。

これはあくまで私の意見としてですけれども、消防署と消防団は緊密な関係が必要だと先ほど申し上げました。新しくできるであろう団に関する部署、係を、よかつたら久留米広域市町村圏事務組合に相談されまして、消防署内の部屋を借りるなどされて、そこに配置するという事は考えられないかと思ひます。連携をとり合うということにおいては最適ではないかと思ひますが、これは企画課のほうにお伺いいたしたいと思ひますが、一つの提案としてお考えいただければと思ひます。お考えがありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川野栄美子君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

今後、久留米の広域消防本部との協議も必要でありますけれども、今、議員が提案されたような消防署の今の中に入れていくという方向で協議を進めたいと考えております。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

私も考え考えお尋ねいたしましたが、はっきりお答えいただきまして本当にありがとうございます。

ございました。期待をしておるところでございます。

事務といいましても、業務といいますか、引き継ぎにはいろいろ困難なこともあると思います。今まで以上に両者の緊密な関係を維持できるような部署、係にさせていただきたいと思っております。私も消防団OBの一人でございますし、OBはたくさんいます。現役も今後のことに期待をしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

今、私の言い方が、何か全て消防署にそのまま残すととられるような発言をしたかと思っておりますけれども、そうじゃなくて、この本庁内にも当然、災害時とかも関係してきますので、当然のごとく、こちらにも部署を設けたいと思っております。その上で、消防団業務をする必要があるときには、職員たちは向こうに行って業務を行うというような、ちょっとこの2つ、両方の場所で考えております。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

わかりました。部署はいろいろあるかと思ひますし、私は向こうに置かれたほうがいいんではないかという意見を持っておりましたので述べさせていただきました。市のほうとしてもいろいろ引き継ぎがあると思ひますけれども、善処していただければと思ひます。今後とも両者の連携、それから、今後消防団に関しましてもよろしくお取り扱ひのほどをお願ひいたしまして、次の質問に行きたいと思ひます。

最後の質問になりますけれども、オスプレイの佐賀空港への配備、今後の対応ということで質問をさせていただきたいと思ひます。

私は去年の12月議会で、オスプレイの佐賀空港配備のことについて質問をさせていただきました。当時、市長は当選されて1か月ということでございましたので、いろいろ考え考えお答えをいただきましたことを覚えておひますし、いろいろ質問をして答弁をいただきましたが、最後にオスプレイに関する情報公開を早くされてはいかかということを行いました。そしたら、まだその時期ではないと。正確な情報を適切なタイミングで出していくことが必要だと御答弁をいただきました。あれから1年9か月になります。いろんなことがございま

した。沖縄でのオスプレイの不時着とか、オーストラリアでの墜落、そして、ことしの2月には佐賀県神埼市でございましたけれども、目達原陸上自衛隊の攻撃ヘリコプターの墜落事故もございました。

一方、政府や県の対応としては、去年の7月に2019年度配備を計画しておったが、それは困難だろうということで、2年間の延長をとということで再調整の考えを示されました。

そして、ことしの5月になりましたら、小野寺防衛大臣が佐賀県との交渉を始めるということをおっしゃって、協議が再開ということになったわけでございますけれども、8月24日、佐賀県知事が県として受け入れるということをお断りされました。そして、本日に至ってお断りでございます。

突然の受け入れ表明を受けて、柳川市とか漁協関係、関連団体、関連自治体、そして、何よりも地域住民の方々が困惑を隠しきれないのが現状だと、本音ではないかと思っております。

きのう、永島議員からも質問がございました。配備に向けてということでございまして、私も1か月ほど前から前回の質問のその後についてということで質問をしようと考えておりましたので、戸惑っているわけがございましたけれども、永島議員と同じような質問、答弁になるかとは思いますが、2つだけ確認の意味で御答弁をいただけたらと思っております。

大川市の中には、佐賀空港へのオスプレイ配備について、よく御存じでない方もおられると思っております。また、不安になられている方もおられますでしょうし、賛成という方もおられます。反対という方もおられます。いろいろな方がおられると思っております。

私が前回申し上げておりました情報公開等について、大川市、今現在、佐賀県が受け入れを表明したという状態で、市民への情報公開はどのようにお考えか、御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

企画課長。

○企画課長（橋本浩一君）

今、議員は情報公開という言葉が使われましたけど、いわゆる市民にどう知らしめていくか、市の考えをどう伝えるかということでありましょうけれども、私もこれまで議員さん方の質問にはタイミングという言葉をよく使わせていただいておりますけど、きのうの永島議員の質問によりまして市長が答弁しました。このことで、きょう、新聞各社に記事が載っております。これが一つは市民の皆さんに、ちょっとどれだけ伝わったかはわかりませんけ

れども、新聞紙上で市の考え方というのは出たかと思えます。

また、きのう市長が答弁しましたけれども、早急にまた九州防衛局に出向いて我々の思いを伝えていきたい、お願いをしていきたいと思っておりますので、これを踏まえて、その後に市報なりでまたこのことについてお伝えをしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（馬淵清博君）

情報公開、情報開示といいますか、いろいろ方法はあると思えます。先ほど企画課長が申されました、市報で公開するというございますので、私としてはできるだけ早く市民の方々に大川市の意向を伝えていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、現時点ではまだ決定ということではないと思っております。一歩前進した段階ではないかと、配備についてはそのように受けとめております。まだ多くの問題が残っておるし、解決までには困難が必要とも思われます。また、決定し、実現したとなれば、自衛隊員700から800人の配置が空港に予定をされるわけでございます。その経済効果というのは相当なものではないかと私も思っておりますし、業界自体もそういう点では同じ意見ではないかと思っております。

福岡県では大川市が一番佐賀空港に近いわけでございます。市民として不安もありましょうけれども、市はそのときそのときでの対応が必要ではないかと思っております。長期的なことも踏まえまして、現時点での市長の思いをお聞かせ願ひまして、最後の質問とさせていただきますので、市長よろしくお願ひいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

お答えいたします。

昨日、永島議員の御質問にもお答えしましたように、国防政策というのは我々は基本的に協力してまいらないといけないというふうに思っております。その上で、すごく近い空港に配備をされるということでもありますから、今ほど議員がおっしゃられるように、市民の方々の不安の解消に努めなければならないし、何よりも、今、議員は情報公開とおっしゃいましたが、我々にも十分な情報というのが与えられていないという中でございますので、昨日も

申し上げましたが、まずは九州防衛局に出向いて、どういう状況なのか、あるいは配備の計画そのものはどういうことなのかということをしつかりと大川にも情報を提供し、また説明をしてくれということでやってまいりたいと思いますし、近隣の首長ともよく意見交換をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

まだ現時点では、佐賀県知事が表明はされましたけれども、地権者である佐賀県有明海漁協と国がこれから交渉を始めるという、その交渉をスタートしてもいいですよということを佐賀県知事がおっしゃったという状況でございますので、正確な情報等も含めてしっかりと、議会が終わりましたら九州防衛局に出向きまして、そして大川で、どのような方法があるかわかりませんが、その情報を提供いただくという機会を設けてまいりたいというふうに思います。

本日の新聞にも、私が確認した時点で2紙、昨日の私の発言が載ってございました。知らないことがやはり不安につながるとこれはいけませんので、しっかりと情報をお出ししながら対応してまいりたいというふうに思っておりますし、当然防衛省に対しましては安全面を第一に、十分な地元対策が講じられるように引き続き要請をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（馬淵清博君）

ありがとうございました。

今回いろいろ災害関係も質問をいたしました。先ほども申しましたとおり、起きなければ幸いでございますけれども、いつどのような形で起こるかもわかりませんので、今後市のほうといたしましても適切な対応をしていただきたいし、オスプレイに関しましても、先ほど市長が述べられましたように、今後また重要な課題になってくるとは思いますので、これからのことをよろしく願いたいしまして、今回の私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻は13時といたしますので、よろしく願います。

午前11時31分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、10番遠藤博昭君。10番。

○10番（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんこんにちは。一般質問最後の登壇者であります議席番号10番遠藤博昭と申します。よろしくおつき合いをお願いいたします。

ことしは自然災害の非常に多い年でありました。西日本豪雨、台風21号、北海道地震とたくさんの方の災害があり、多くの方がお亡くなりになりました。この災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、被害に遭われた地域のいち早い復興を心より願っております。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

日本におけることしの夏は酷暑に豪雨に台風被害、地震と、どの地域で災害が起こっても不思議ではない自然環境になっていると思います。災害時の防災拠点となる大川市の庁舎についてお尋ねいたします。

大川市の庁舎は昭和44年に建設されたもので、築47年が経過し、老朽化しております。この庁舎を耐震補強して引き続き使用するとの方針が出されました。

まず、この耐震補強工事をする事でどの程度の長寿命化を考えておられますか。

またその際に、庁舎の利便性を高めるためにどの程度補修、改修される計画でしょうか。

次に、大川市清掃センターについてもお尋ねいたします。

この施設は予防保全型管理を進めて長寿命化に努力されています。ことしは文教厚生委員会で清掃センターの視察をさせていただきました。予防保全管理の内容も詳しく説明していただきました。しかし、平成29年度においても68,472千円という非常に高い定期点検工事費用がかかっております。この焼却炉を長くもたせるためには、燃やすごみの量を減らすことも大切ではないかと思えます。

そこで、大川市におけるごみの減量化にはどのような努力がなされておりますか。

次に、学校教育についてお尋ねいたします。

大川市では中学校の統合も決定し、大川市立桐英中学校と大川市立桐薫中学校の2020年4月の開校へ向けての準備が進んでいます。校舎の建設も始まりました。学校統合協議会にお

いては、校章、校歌、制服、通学手段と、いろいろな課題について検討されております。地域やPTAにおいても統合される2中学校区間の連携やコミュニティづくりも必要になってくると思います。また、小学校間の交流や中学校間の交流も必要ですし、中学校区自体が2校区になりますので、ますます保・幼・小中連携事業が重要になってくると思います。また、新しく手がけられたコミュニティ・スクールも大切ではないでしょうか。

そこで、平成29年度に三又中校区において大川市でのコミュニティ・スクール設置に向けての調査研究の名目でコミュニティ・スクール推進校に指定され、研究されていると思います。三又小学校、道海島小学校、三又中学校における研究の進捗状況はどのようになっていますか。

また、おのおのの学校における研究の成果や課題がわかれば、教えてください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。あとは質問席よりお尋ねいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、庁舎の耐震改修計画についてでございますが、本庁舎につきましては、行政サービスの拠点としての役割はもとより、災害発生時における災害対策拠点としての役割も担っております。

この庁舎につきましては、先ほど宮崎議員の御質問にお答えいたしましたとおり、昨年度の耐震診断の結果を受けて、まずは、耐震補強工事とあわせて、老朽化により剥離している外壁の改修及び屋上防水改修等を行う予定としております。その後、その他の施設・設備につきましては、緊急度の高いものから優先順位を決め、財政状況等を勘案しながら長寿命化に向けて改修等を進めてまいりたいと考えております。

次に、大川市清掃センターのごみ減量化の取り組みにつきましてお答えをいたします。

本市清掃センターは、平成4年から稼働しておりますが、設備の老朽化が目立ち始めたことから、平成24年度に施設の長寿命計画を策定し、平成25年度から2か年間をかけて焼却炉の大規模改修工事を実施いたしました。その後も計画的な補修を実施しながら、清掃センターの平成40年度までの稼働を目指しております。

また、施設の延命化を図る上で焼却炉への負担を軽減することが重要なことから、ごみ減

量化のため、生ごみの自家処理、可燃ごみの分別・リサイクルに取り組んできたところがございます。主な取り組みといたしましては、平成19年度に生ごみを堆肥化するダンボールコンポストを始め、平成20年度の生ごみの水分を減らす「ひとしぼり宣言」運動や平成26年度の生ごみの自家処理推進のため「生ごみば、入れん！！宣言袋」の導入を行ってまいりました。さらに、公共施設から出る剪定枝・雑草の堆肥化や家庭から排出される廃プラスチックの分別回収などに取り組み、燃えるごみの削減を進めているところでございます。

今後も引き続き、ごみ減量化を図りながら、清掃センターの延命化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えをさせていただきます。

なお、学校教育につきましては教育長より答弁をいたします。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）（登壇）

遠藤議員の御質問にお答えいたします。

三又中校区のコミュニティ・スクール調査研究の成果と課題についてであります。三又中校区では、平成28、29年度の2年間、大川市教育委員会の研究指定・委嘱を受け、研究を行いました。

まず、平成28年度は、学校運営協議会を設置するまでに取り組むべき内容と手順の明確化及び学校運営協議会、学校・教育委員会、保護者・地域との適切な役割分担のあり方の検討のため、国のコミュニティ・スクール導入促進事業を受けました。具体的には、補助金と教職員の加配1校1名計3名を利用しながら、教職員・保護者・地域住民を対象とした制度の説明会や先進校視察を行い、学校運営協議会準備委員会を設置いたしました。

平成29年度は、学校運営協議会準備委員会での取り組みを通して、コミュニティ・スクールの本格的な立ち上げに向けた準備といたしまして、地域にある教育資源を学習支援、安全支援、環境支援という3つの視点で整理をすることにより、年間の運営計画を作成いたしました。その結果、保護者や地域住民の方々が学校支援に積極的にかかわれるようになり、学校運営協議会の組織化が見えてまいりました。

次に、課題については、効率的で実働的な推進組織づくりや協働のまちづくりに関し、学校のニーズと地域住民の期待に違いがあり、共通理解について、引き続き、促進をする必要

があります。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にて答弁をさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

まず初めに、ちょっと総務課長に1つ確認をしたいことがあります。

朝の宮崎議員の御質問への御答弁の折に、耐震補強工事と耐久性の工事とは全く別と考えなさいというように聞こえましたが、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

耐震補強工事そのものは、直接的にいわゆる庁舎の寿命が延びるということにはならないかという考えをお答えさせていただいたということでございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

もう一つお尋ねします。

耐震補強工事をするときに、この際、そういう長寿命化の工事も一緒にしたほうがいいとかというような箇所とかというのはあらわれてこないんですかね。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

今回考えておりますのは、耐震診断結果を受けましてすぐ対策をとらないといけないということで、建て替えは難しいから補強をやっていきますよと。これはまず急ぎたいと。

これとあわせて、今、外壁が危険な状況ありますので、外壁を一緒にやると。それと、屋上の防水工事、これもあわせてやると。もう一つ、1階の床の張りかえといいますか、その改修まで今回、今のところ実施設計を出しております。できましたら、それを来年度工事と。これは予算が出てきますけれども、まずはそういうふうな予定で今のところはおります。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

わかりました。

例えば、外壁の耐震補強をするときに、きょうの午前中に宮崎議員のほうからいろいろ使い勝手の悪い庁舎に関しての要望というか、こういうふうに変えてほしいというお話が幾つかあったと思いますけれども、耐震補強工事をするときに一緒にしたらいいとかというようなものというのは見当たらないんですかね。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

例えば、エレベーターに関してでも、これは中にどうにかならないかとか、建物内部に設置するとかとなった場合には、それが耐震性に影響しますので、それをその後でやるとなりますと、耐震補強工事そのものを設計から変えていけないといけない、そういう部分あるかと思います。

バリアフリーもどういうものをしていくかというのもあるんですけど、そこの何が必要かというのをまず検討しないといけないと思うんですけども、今のところは、さっき申しました工事をまずやろうかということでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

そしたら、来年度中に耐震補強工事の設計がなされるということで、なされる段階でほかにも検討されるというふうに解釈していいんですか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

設計は今年度もう既にやっておりますので、来年度工事ということですので、例えば、仮に耐震補強工事をして、その後にまた建物に何か影響するようなことがありましたらいけませんので、そこら辺は手戻りがないような形でそれはトータル的に考えていけないといけな

いというふうには思っております。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

わかりました。耐震補強工事をするに当たって、大川市としては15年から20年のその先の長寿命化を考えているというお話だったですね。その中でいろいろな使い勝手の悪さが出てきているわけなんですけれど、計画的に考えていきますというお答えを午前中いただいたと思うわけなんですけれど、計画的の中身を少し教えてもらえませんか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

まずは、耐震補強とあわせて、さっき申しました外壁工事とかやっていくんですけれども、その次の段階でバリアフリーなり、あるいは空調設備であったり、トイレだったりとかというのが想定されますけれども、それを今の段階ではまだ具体的にいつやるかとまでは決めておりませんけれども、そういうのを見据えながら、それこそ計画も立てていかないといけないということで、今の段階ではまだ具体的なものまでにはございません。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

きょうの午前中ですけれど、具体的にいろいろ幾つか出された話があると思います。それこそエレベーターが一番最初でしたけど、トイレの話もありましたし、階段の手すり、現実的には議会事務局の天井から雨漏りもしております。それから、きょうの朝は出てこなかったけれども、この市役所周りの駐車場も非常に傷んでおります。特に警察署のある交差点からすぐに庁舎に入るところのかなりのでこぼこの段差があって、うっかりスピードを落とすのを忘れると、バウンドするぐらいの段差ができております。恐らく耐震化をして長寿命化をするということでこのままこの庁舎を使い続けるというのが前提だという中で、市民が不自由に感じている箇所がやっぱりいろいろあるわけですね。そういう中で計画だけはしますというようなことでありますけれども、既に今でも言ったような箇所、トイレとか、駐車場、天井の雨漏り、それから、エレベーター、階段の手すり、東西の出入り口とか、さまざま

まありますし、市民の方に言わせたら、使い勝手が悪いところというのはまだあると思うんですけども、できるだけやっぱり早急にそういうものを把握して改修の計画を立てるのは早急にやるという御意思はありますか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

今回はまずは耐震補強工事ということでございまして、それに合わせてやっていくわけですが、今のところは建て替えとかということではございませんので、改めて市民の皆さんから御意見を伺うというような場を設けるとかということまでは考えてはおりません。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

そしたら、耐震工事、今年度にもう設計が終わって、来年度実際工事にかかる。そうなったときに、耐震工事だけは全て終わるのかもしれないけれども、それが終わった後に考えるというふうに解釈しとっていいですか。

○議長（川野栄美子君）

総務課長。

○総務課長（古賀 収君）

耐震補強工事関係が今年度設計、できれば来年度工事というふうなことでおりますけれども、ある意味、同時並行的なことで計画の内容についても考えていかないといけないというふうには思っております。もちろん財政状況等も勘案しながらということになりますけれども、終わった後にというか、基本的にはその次の段階というふうに思っておりますけれども、そういった考えでございます。

○議長（川野栄美子君）

副市長。

○副市長（石橋徳治君）

若干補足をさせていただきます。

長寿命化を10年から15年というふうに受け取っておられるような感じもしますが、一般的に60年と言われているけど、管理の仕方によってはさらに延びますよということで、ちょっ

と控え目に言ったつもりで、10年、15年よりも実際はもっと長く使いたいというふうに考えております。

そこで、エレベーターの設置につきましても以前から現在の構造では庁舎内に建てることはできないということで、次の建て替え段階でというふうに今まではお答えしておりましたが、今回もう長寿命化を図るということで方針を打ち出しましたので、エレベーター設置についてもあわせて考えたいと。

それから、工事につきましても基本的には手戻りがないようにということで考えておりますので、まずは、一番肝心の耐震性、それから、危険性がある外壁と雨漏り対策ということで、今出しておる業務委託はその分だけしか含まれておりません。ただ、増嵩してもエレベーターを中にできるのか、あるいはやはり外づけでなければできないかとか、そういう部分はちょっと追加で検討を専門業者にさせていただきたいというふうに考えております。

来年度以降に市のほうで計画的な調査、整備の順番を考えまして、それによって順次設計業務等をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。おっしゃるとおり、順番にしていかにゃいけないのですけれども、この際、今出した以上に、例えば、この庁舎内で働いている職員の方たちが不自由を感じる場所もあるかと思うので、耐震工事は来年行われるのであれば、あと、もっと利便性のいいように直したいところというのはどんどん話し合いをしていただいでですね。そうしないと、予算の上げようもないだろうと思うんですよね。何を付けて何を削っていくかということをはっきりさせないことにはですね。そういうことをできるだけ速やかにしていただかないと、計画します、計画しますばかり聞いとって、なかなか実際に、じゃ、どこまで話が進んでいるかという、いや、まだ話していませんとかという話じゃ、なかなか困るので、できるだけ速やかに一般市民の方も使いやすい庁舎だなというように感じるような形のものをいち早く手がけてほしいというのが正直な気持ちですけどね。

○議長（川野栄美子君）

副市長。

○副市長（石橋徳治君）

午前中、宮崎議員からも要請がありましたように、例えば、階段の手すりとかにつきましては、そう大きな予算を必要とするものではないと思われまので、早急に対応できるものにつきましては、先ほどの工事とは別に、手を入れるべきところを入れていきたいというふうと考えております。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。先ほどちょっと手すりとか言われましたけど、午前中のうちに手すりの高さとかトイレの高さとかという話を宮崎議員しきりにしてありましたけど、役所も正直にお答えになっていましたけれども、やっぱり高さを決めるには決めるだけの意味合いがあるわけですね。そういうところもできるだけきちっと勉強していただいて、何のためにこの高さにするのか、何で左右にそういう手すりをつけるのか、明かりの高さはどれぐらいがいいのか、そういうのをよそはこうなるとるからこうするとか、何となく低かほうが便利やろうとか、そういうんじゃないくて、もう少し理論的にきちっと何でも把握して行うような形のものをもってほしいと思います。よろしく願いしておきます。

では次、ごみの減量化についてお尋ねいたします。

ダンボールコンポストというのが市長の御答弁の中にもありましたけど、もう19年ぐらいからしているということでしたけれども、この普及率はどれぐらいでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

普及率という御質問でございますけど、始めたときからの累計の個数をちょっと申し上げさせていただきます。先ほど申されたように、平成19年度から取り組みを始めまして、29年度までの提供した基材の個数でございますけど、約5,900個です。昨年度ですけど、昨年度は311個を提供いたしております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

それと、このダンボールコンポストの研修会みたいなのが毎月行われているんじゃないかと思うんですけども、参加者の人数とどれぐらいの頻度で行われているのか、教えてください。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

29年度の分について申し上げさせていただきますと、まず、市報に毎月1回周知をいたしまして、それから、毎月2回講習会を開催いたしております。29年度につきましてはもう始めてから10年近くなるということもございますので、5名の参加にちょっととどまっているところでございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

今、大体5名ぐらいとおっしゃいましたけど、この方たちは新規の方なんですか、リピーターの方なんですか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

結論から申し上げますと、新規の方でございます。現在、登録制ということで登録をいただいておりますけど、19年度から始めまして現在764人の方に登録をいただいております。ですので、その764人の方は講習を受けられているということございまして、ただ、全員の方が引き続き取り組んでおられるかという、そうではないということで、先ほど311個と申し上げましたけど、29年度、5人の新規の方が受けられたときの基材も含めて311個こちらのほうから提供したということでございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

今続けられずにおられる方もいらっしゃるというようなお話ですけども、継続性が難しいというのは理由は何だと思えますか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

私も環境課に10年ほど前までおりまして、それからまだずっと継続はしているところがございますけど、もし、やりにくいということであれば、質問の中にもありますけど、水分が多く入ったり、水分が多く入らなくても、なかなか調整、度合いがちょっとわかりにくいというのはあるかもしれません。水分が多く入り過ぎれば、分解がちょっと遅いとか、それから、ハエとかアブが入らないように一応キャップはしているんですけど、そこに卵を産みつけたり、もともと生ごみを入れる前に卵は産みつけられているということもありますので、中でふ化するということもございまして、ちょっとそこら辺が女性の方は虫が見られるとちょっとというところはあるみたいですけど、そういったときは米ぬかとか廃食用油、てんぷらとかに使った後の油を入れてまぜていただければ、微生物の餌になりますので、発酵するときの温度が上がると、発酵も進むということで、そういったことで御質問があったときはお答えしているところがございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

もう6年と言わん前なんですけど、うちのところの地域においても公民館事業として1度取り組んだことがあったんですよ。それは環境課の方から御説明に来ていただいて、ダンボールコンポストの作り方の講習を受けて、公民館事業として地域住民でしようということでしたんですけども、おっしゃるとおり、なかなか続かなかった部分があるとですよ。2人か3人の方はまだ続けていらっしゃる方もいらっしゃるんですけどもね、続けにくいという中で、さっき課長がおっしゃったように、ごみの中で虫が湧くと。それともう一つは、においがどうにかならんだろうかというようなことをやっぱり言われて、女性の方が多くさっしゃるもんですから、さっきの虫が湧いたとき、それが気持ち悪いからみたいな形でもうやめてしまう方が多いんじゃないかと思うんですけども、課長も10年ぐらいしていらっしゃるけれども、今、米ぬかとか油がいいとおっしゃったけど、何かもっと手軽というか、こういうふうにしたらできるよとかという、何かヒントみたいなのはないですかね。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

先ほど言いましたように、私も10年間やっておりますけど、虫はどうしてもやっぱり湧くというか、ふ化してしまうんですね。これを完全に防ぐというのはちょっと無理じゃないかと思えます。

あとにはおいですけど、これもごみが分解するときどうしても多少においはしてしまうものですから、ここも完全ににおいがしないというような方法はちょっと私も今のところは確認していないところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

そういうダンボールコンポストで減量するということの発想は非常にいい発想で、例えば、ごみがまた肥料になるならば、自分のところに植えた草花の堆肥にもなることで僕は非常にいいことだと思うんですけども、コミセンという大きいくくりの中で見ても、なかなかダンボールコンポスト、その事業自体の広がりがなかなか進んでいないのではなかろうかというのがですね。市報を見ると、おっしゃったように、2か月に1回ぐらいの講習があっている、また、あっているんだなというようなお声は聞くんですけども、せっかくごみ減量化に大川は取り組んでいるんだぞというのであれば、もう少し頑張ってアピールをして、この事業に参加してくれる方がふえるように少し努力をしていただいたらどうかなと思うんですけども、どんなものでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

段ボールでコンポストということで、これは手軽に家庭でできるというのが発想的にあるんじゃないかと思えます。

ちょっと私があんまり言うのはあれなんですけど、私、段ボールじゃなくて、別の基材を外に置いて、その中に投入してスコップでまぜ込んでいるんですよ。どうしても段ボールと

いうことであれば、そういったにおいとか出てくるかもしれませんが、私も外でやっているものですから、においも別に気になりませんし、雨が入らないようにしていますけど、特に虫が湧いても逆に肥料分がふえたかなというぐらいで気にならないというところがございますので、外でしていただく分には特段気にならないかなと。ただ、どうしてもやっぱり段ボールでできるというのは手軽にできるというのはありますので、こちらも始めたところがございますので。

先ほどちょっと私、虫が湧くのは無理だろうと言いましたけど、卵の状態、早く米ぬかとか入れて温度を上げていけば、虫もふ化はしないだろうと思います。そこをちょっと追加で補足説明させていただきたいんですけど。

それとあとは、おっしゃられるように、5人ということで少ないかなと私も思っています。始めたときはそれこそ全ての市内の全コミセンにお邪魔して、その地区の市民の方に対して御説明をいたしていますし、行政公民館、こちらにも区長さんたちをお願いして集まりがあるときに、分別あわせて御説明をしてきたところがございます、それから相当10年近くたっているということもございますので、また改めて普及啓発を考えてみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。ぜひこの事業は多くの市民の方が参加して、ごみ減量に協力できるような形のを広めていってほしいと思います。

もう一つお伺いしますが、大川市は廃油の回収に関しては何かなさっていますかね。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

過去やっていた経過はございます。清掃センターでも受けていましたし、各地区のリサイクルステーション、そちらでも一時期回収に取り組んだことはあります。（164ページで訂正）

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

以前に婦人会のほうで廃油を使った石けんづくりとかというようなのは自分も耳にしたことはあるんですけども、個人個人でそういうことをされているのは余り見受けられないし、例えば、一時期そうやって集めていたということがなくなった時点において、どういうふう
に家庭では処理されていると思われませんか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

先ほどもちょっと生ごみの中に入れるということで申し上げましたので、そういったふう
にされている方もおられるだろうとは思いますが、そういったことをされない方は油吸着
紙といいますか、そういった吸着させるようなものがありますので、それに吸わせて燃える
ごみとしてお出しになっていらっしゃるだろうというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

言い方は悪いですけど、そのまま下水に流されているようなことはあんまり考えなくてい
いんですか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

そういったものがあれば、ある程度水路に浮いてしまいますので、家庭じゃない、例えば、
あんまりちょっと申し上げると語弊があるのであれなんですけど、飲食業の方、飲食店の方、
そういったところですぐそばの水路に油が浮いているということで苦情というか連絡はあり
ますので、苦情があればの話ですけど、そういった分についてはすぐわかるだろうというふ
うにちょっと思っていますけど、今のところ家庭から流されているというような連絡を受け
たことはないと思います。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

廃油を一時期回収している時期もあったということをおっしゃいましたけれども、廃油を回収することによっては何かコストが生じるようなことがあるんですかね。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

うちのほうで回収する分については容器を置いておりますので、そこに持ってきていただいてこぼしていただくということで、経費的にはそんなにかからない、特にこれとってかからないと思いますし、集めた分については木室の下白垣の本村さんというところの業者さんにお出ししている、無料で引き取っていただいているというところでございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

廃油の回収に関しては市町村によってはきちっと広報して回収している市町村もあるわけですよ。大川の方はマナーがいいから、そういうことはあんまりないというような感じでお聞きしたつもりでおるんですけれども、なかなか家庭から出る廃油も処理がやっかいなもので、市販では固めてしまうようなものも出ていますけれども、マナーをちゃんと身につけて、そういうことをして処理される、例えば、さっきみたいに紙に吸わせて燃やすごみに出すとか、そういう方たちばかりであれば、環境汚染も少なくていいと思うんですけれども、なかなかそういう方ばかりではないみたいなどころもあって、別の市町村においては、今、資源ごみの回収をしてあるようなところに、そういう廃油を入れる容器を用意して回収をしているような市町村もあるみたいなんですけれども、今後、大川市としてはそういうことは考えますか考えませんか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

ちょっと訂正させていただきたいんですけど、私が先ほど廃食油の回収は一時やっていたけどということで申し上げましたけど、やめたということではありませんでした。清掃センターでは持ってきていただければ、ちゃんと容器を用意しておりますので、そこにこぼして

いただく。それと、三又地区については地元の方が自主的にやるということで三又地区だけは回収をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。これもできるならば、そうやって三又地区は自発的に回収してあるということであれば、そういう行動自体が自然環境に優しい行動だろうと思います。もし、これもできれば、もう少し清掃センターのほうで回収しているのであれば、持ってきていただければちゃんと受け取りますというような広報を市報の中にでも入れていただいて、できるだけ自然のほうに垂れ流さずに済むようなものであるならば、そういうふうにしていただいたほうがいいなかというのを感じます。

婦人会は婦人会のほうでそういった廃油石けんにしてみたりとかという御努力をなされている、それを公民館事業のときに配布していただいたりして、こういうのでできているんだという認識をしている、そういう事業もありますもんですから、大川市としてもできるだけ、もし、回収が可能ならば、こうやって集めていますよというようなことの意味表示をしてほしいなと思います。

通告していなかったんですけど、もう一点だけお聞きしたいんですけど、プラスチックの回収量というのは年々どんなもんですか、ふえているんですかね。どんなもんですか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（待鳥裕士君）

済みません。ちょっと手持ち資料がないもんですから、具体的な数値はちょっと申し上げられないんですけど、26年度から廃プラスチックの回収を始めていますけど、ふえているのは間違いございません。

例えば、うちのほうでもそうですけど、各ステーションでネットを用意して回収してもらっていますけど、足りないということも出てきているぐらいで、間違いなくふえているところです。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

ペットボトルとかペットボトルのキャップとかというのはきちっとした格好で回収をなされておると思うんですけども、プラスチックごみが世界的に問題になっている時代です。石油製品でできたストローであるとかコップであるとか、ペットボトル以外のものもかなり商品として出回っているわけで、なかなかその処理というのが世界的に問題になっているのは、結局、海へ投げ込んで、それを魚が食べてみたい、それが残留物として残るみたいな形のもので、ちょっと世界的な環境汚染につながっているようなことも言われておりますもんですから、プラスチックの回収に関してもちょっと気をかけていただいて、ごみ減量の努力をしていただきたいというふうに思っております。今後ともよろしく願いしておきます。

では、学校教育に関してお尋ねいたします。

最初に教育長にお伺いしたいんですけども、大川市においてコミュニティ・スクールを取り入れようと思われた教育長の心意気をお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

コミュニティ・スクール導入に向けての心意気ということでございますが、このコミュニティ・スクールはお隣の大木町でも福岡県内でも十数年前からつくられている地区もあると。成果を上げているのは春日市が県内でも、いや、九州でも一番の成果を上げていると聞き及んでおります。当初は大川には必要ないだろうと思っていました。というのは、地域がしっかりしている、PTAも全員加盟している、子供会もしっかり入っている、だから、要するに三者がしっかりしているがために学校は支えられているというふうに十数年前までは思っておりましたが、ここ最近、地域の教育力が落ちている、家庭教育も落ちている。そして、学校に対する要望、クレーム等もふえてきていると、もう学校だけでは対応できない時代が来たなど。例えば、大川市においても、せんだって8月の終わりに、子供会、市子連の縄跳び大会がある予定で台風で流れたんですが、今度11月4日にあるんですが、ある校区は参加しないとまで来ている。子供会の組織がだんだんと落ちてきているという現状でございます、なかなか小学校と子供会の連携もできていない。であるので、これは逆に必要ではないかなというのを感じたところでございます。

また、子供の安全という面でも以前に比べると、子供が少なくなったせいもありますが、子供を見かけない、一人で帰らなきゃならないということの中で非常に不審者も多くなってきております。新潟市の不審者があったときに、逆にふえたんです。模倣犯が市内でふえたということで、8月までに上がっている不審者対応は8件、先日あったので9件上がってきているということでございます。そういったのを含めて、地域と学校と家庭が連携しないといけない時代が来たんじゃないかなと思って立ち上げたわけでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

教育長、今、一番成功しているのが春日市とかいうお話ですけれども、春日市の一番のよさは何なんでしょう。何がいいんですか。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石橋正隆君）

春日市の資料を見ておりますと、ここ10年ぐらいで補導率が極端に減っている、以前は年間1,000件ぐらいの補導率、ちょっとごめんなさい、今、手元にありませんので、ざくっと言っておりますが、それが年間十数件になっているというふうなデータがございます。やはり学校を地域で見守る、いろんな目で学校の児童・生徒を見ているということ、そして、学校の中に地域の方々が入って、学校の行事もそうですし、日常の運営についてもお世話をしていると、風通しがよくなったということではないかなというふうに感じておるところです。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

先ほどの教育長の地域の教育力や家庭の教育力が低下しているということ、それから、今、課長がおっしゃった子供の補導率が少なくなった、要するに地域の目が行き届くようになったから、そういう補導率も少なくなったんじゃないかというふうに解釈しておりますけれども、コミュニティ・スクールを実験校として三又中校区で今行われていますけれども、教育

委員会のほうからそういう大川市にコミュニティ・スクールを広げたいという思いの中で学校の先生の抵抗というのはなかったですか。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

先ほどの春日市の件、課長が答弁いたしましたけれども、春日市は大川と比べてもっと都会ですよ。子供の組織率やいろいろな面で非常に低いと思うし、問題行動も多い。コミュニティ・スクールは何であんなうまくいったのかというのは、強引さもあつたと思うんですよ。必要だから、教育委員会は頑張つて、今も当時の教育長さんずっと続いていらっしゃいますけれども、やっぱり必要性があつたので、学校と教育委員会がタイアップしながら地域や家庭を巻き込んだという実態があろうかと思ひます。

ですから、コミュニティ・スクールのよさは、コミュニティ・スクール自体が地域の方々の承認を得て教育課程等々、教育の方針を決めます。承認が必要なんですね。なので、地域の方々の意見が学校に反映される。教職員が嫌な顔をする、それが反映されない。つまり、うまくいったということですね。だから、これがないようにしなきゃならない。つまり、きょうの成果と課題にもありましたが、学校側のニーズと地域の期待にずれがあつた場合にそういうことが起こるわけでございますので、そこら辺をしっかりと接続していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

じゃ、ちょっと具体的にお尋ねしますけれども、大川の場合には先生方の中でそうやって人に授業を見られる、人から監視されることを嫌がるような先生は余りいらっしゃいませんか。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

私が現役でおつたころ、学校訪問等あつたころは、見られることについては非常にやりが

いがあるって好きでございました。もうそういう時代はいわゆる正常化の時代と言いますが、そういう時代はもう終わったと私は踏まえております。つまり、教職員がああだこうだと、今、教職員の団体がありますけれども、職員組合がああだこうだという部分は、ほぼ今は授業を見られることについてはそうではないんじゃないかなと。ただ、積極的に見せようとは特に思っていないのは実際あるようでございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。大川市においてはそういう外部からの目を余り気にしないで頑張っていってほしいということだろうと思うんですけども、要するに地域の方とか親が学校に入ることによって生まれるよさというのは何だと思われませんか。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

今現在、開かれた学校づくりというのが10年ほど前からあっていて、それにかかわっての社会に開かれたカリキュラムというのが今つくられております。その内容は、例えば、キャリア教育であったり、一般の授業に関しても地域の教育資源を入れて運営すると、非常にこれは効果がある、子供たちによっても体験の場があり、地域にとっても自分たちの経験を生かす場がある、ウイン・ウインの関係でございます。その結果、教師が、今、働き方改革の中で、子供と接する時間ができるようになるということで、そういうよさを私は、また、教職員も思っているというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

学校の先生たちを見ていて個人的に自分が思うことなんですけれども、やっぱり若い先生になるほど、社会体験が少ないなというのを感じるわけです。だから、例えば、小学校にしる中学校にしる、自分の教えることに関しては、それこそプロですから、しっかりしていらっしゃるけれども、こういう一般社会とのつながりというのが非常に薄いのではなかろうか

というようなのを感じるわけです。子供たちを先長く見たときに、どういう子供に育てていくべきなのか、どういう子になってほしいかという思いが指針として僕はあるだろうと思うんですよ。

その中で、自分らが育った時代であれば、例えば、それこそ永久就職じゃないですけども、サラリーマンであれば、定年までずっと勤められるような時代の中で育ってきましたけれども、世の中の余りの変化の中で、そういう時代はもうちょっと自分らの子供らに対しても望めない。それはどういうことかといったらば、例えば、ある会社に入っても自分自身がその仕事に対する目的意識をしっかりとかんかったら、以前みたいな一つの歯車だけで動いていくことがなかなか可能でない時代になってきたんじゃないかと僕は思うんですよ。

そういう中で、学校教育の中でもコミュニケーション能力をつけようということで一生懸命していらっしゃるのわかるんだけど、なかなか学校の先生だけにおいてはその能力にちょっと欠けるところがあるんじゃないかというような気持ちがあって、僕自身はそういう、さっきからおっしゃっていたような地域の力をかりる、自分とか先輩たちの長い人生体験を通して子供たちに当たる。子供たちにはしっかりした夢を持って生きていただきたいというのを思うわけです。特にこれからの子供には自分で起業する、新しい発想、創造性、ものをつくるということですね、そういう力を持った子供たちを育てていかないと、なかなか高度成長期の中で育った自分らとは全く違う社会が待ち受けているんだぞというようなことを非常に感じるわけです。

だから、コミュニティ・スクールという形が、例えば、中学校も2つになって新しく入れかわるときに、非常に一つの起爆剤となって学校教育の一番変わるチャンスではなかろうかなというような気持ちがするわけです。それは学校の統合する中学校の先生たちにも変わっていただかなくてはいけません。そういう中で子供たちをしっかりと育てたいというのがありましてですね。今年度までは一応、三又校区が研究校として指定されているんですけども、32年度には中学校は統合されるわけですから、三又中学校と東中学校は一緒になるわけですね。そういうふうになったときに、片一方は地域も子供たちもコミュニティ・スクールの中で育ってきた、片一方は依然として今までどおりだった、この中のギャップがあったら、やっぱりちょっと気まずさがあるのではなかろうかと思うので、31年度というちょっとしたスタンスがあるもんですから、そこで、大川全体の中にコミュニティ・スクールを取

り入れていただくような施策というのではないものかなと思ってお尋ねしますけれども。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

今、大川市の総合教育、いわゆる木の香プランでも言っているのは、子供たちに志を持って、感謝を持って、そして、誇りを持った子供たちを育てるということでやっております。議員おっしゃるように、どこもやっているような目的でコミュニティ・スクールをつくろうとは私は思っておりません。大川は大川ならではのコミュニティ・スクールがあるはずだろう、今後、試行錯誤しなきゃならないというふうには思っています。

今現在、議員がおっしゃるように、今、小学校の教職員の平均年齢、学校に行かれますとわかるんですが、半分以上が20代、30代でございます。つまり、例えば、小さな学校で6人、学年が6学級ありますと、そのうちの3人が20代、1人ないし2人が30代という実態でございます。そうなってくると、おっしゃるように、ことし17人の新規採用教員が大川に来ていますが、この間まで学生さんやったわけですね、3月までは。その方が学校に入っているいろんな保護者のニーズに応じていくというのは非常に厳しいわけございまして、中学校も統合した翌年からはどんどん新しい先生方をというふうに考えておりますので、当然おっしゃるような教職員の器量というか、という部分は厳しいものがあります。実際、ことし福岡県の採用試験、小学校1次試験は1.3倍でした。つまり、ほとんど1次は通るということになるわけございまして、城戸教育長いわく、学校で採用して育ててくださいということでございましたので、地域の教育力、非常にこれは社会教育含めて期待をしているところでございます。

そういった意味で、今後、コミュニティ・スクールは努力義務でございますが、委員会としてみりゃ、ぜひ努力するというところでございまして、学校はでき上がるということでございますので、地域の今ある資源、応援があるわけでございますので、きっとこれは31年度までには小学校ではでき上がる、それを受けて中学校は32年度から進めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

なかなかわかりやすい説明でありました。要するに壇上でもお話ししましたがけれども、学校統合協議会の中でいろんなことが検討されて、新しい学校づくりに向けての仕組みづくりがなされてきていると思います。そういう中で、ちょっとお尋ねしたいんですけど、小学校同士のつながりとか中学校同士のつながりとかというのが、何か形として見られるものがあったら教えてください。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石橋正隆君）

お答えいたします。

遠藤議員が一番初めの質問の中に、保・幼・小中連携というお言葉をお使いになったかというふうに思います。いろんなパターンでそれぞれの保・幼・小中で行っているところです。

まず、特に保・幼・小中連携という視点に立ちますと、学校の教員、それから、保育者との連携、合同研修会というものもございます。それから、職場体験で中学校の受け入れを地域にお願いしに行くということもございます。それから、保育園、幼稚園から小学校に上がる時、特に就学面でどういうふうな就学の方法がいいのか、つまり、配慮を要するお子さんに対してどういうふうなクラスに入っていた方がいいのかということ、こういうふうな保・幼・小中連携をやっていく中で、これは日常的な情報のやりとりと意見の交換ということがここ数年できてきておるのではないかなというふうに思っているところでございます。これは小学校と小学校、小・小連携でございますが、例えば、中学校に入るときに合同で、例えば、大川小学校と宮前小学校であれば、中学校は大川中学校でございまして、そういうときに一緒に合同で説明会をやっていたりとか、5年生のときに合同でキャンプをやったりというふうな交流もあっております。また、小学校と中学校の小・中の連携の部分ですが、中学校に上がる時に小学校6年生の児童が中学校に行って部活の体験をやっていたりというふうなこと、それから、中学校教員による陸上の運動の指導を中学生と一緒に6年生に行くというふうな、そういったこともなされているということでございます。また、中学生が小学校に来て挨拶運動をやると、そういうふうな形での一つはイベント的なものもございますが、日常的な活動の中でもそういうふうな定着があっているのではなかろうかというふうな報告をもらっております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

議長、済みません、学校再編の主幹がいますので、現在、統合協議会で小・小連携、中・中連携の計画だけを言ってください。今挙げたのはあくまでやっていることで、これからのことじゃないので。済みません、議長、よろしゅうございますかね。再編系のほうから説明をさせますので。

○議長（川野栄美子君）

古賀主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

それでは、統合前の中学校間の事前交流事業、行事についてですけれども、まず、小学校においては統合する中学校内の4小学校の交流のレクリエーション活動を計画されております。これは来年度の6年生、今の5年生について、来年度の11月ごろにレクリエーション活動を行いたいということで、それぞれ4小学校ずつの計画をされております。

それから、中学校に関してですけれども、現在の小学校6年生、来年度の中学校1年生ですけれども、来年度統合する中学校2校と一緒に野外活動を合同で行おうということで9月に予定をされております。これは毎年行ってあるようですが、波戸岬の少年自然の家のほうでウオークラリーとかカッター訓練等をされるという計画をされております。

それから、PTAの交流についてですけれども、現在もPTAについては交流をしていこうということで準備を進められております。スケジュールといたしましては来年度中には新しい規約をつくって、年度末までには新しい中学校の役員さんの承認までしておこうということで進められているところです。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

10番。

○10番（遠藤博昭君）

ありがとうございました。子供同士の交流も大いにあるというような計画もしてあるというふうなことでちょっと安心しました。

何でこれをお聞きしたかといったら、今、教育委員会のほうの御予算をいただいて中学校の寺子屋を文化センターでさせていただきとる中で、ちょっと夏休み期間中、子供たちが少なかった部分もあって、去年卒業して東中の子とか、東のほうにちょっと話を聞きに行った場合に、何となく枠が広がり過ぎた中で、よその中学校も来るとみたいな声が聞こえてきて、それで足踏みしている子もおるような話が聞こえてきたもんだったからですね。自分らでは余り考えられないことだけれども、やっぱりそういうふだんの関係性の薄さがこういうところにも出てくるのかなというのをちょっと感じたりもしたもんだったから、できるだけ一緒になる学校、前からでも交流をして人間関係を育てていたほうが一緒になったときにトラブルも少ないんじゃないかなというふうなものは感じるわけです。

自分らの小さいころでも、特に東中の場合は田口小学校と木室小学校が一緒になるみたいな形だったと思うんですけども、子供ながらに記憶しているのは、やっぱり何となく上級生になってくると、木室小学校の子供たちへのライバル心がだんだん強くなってくると。そういう気持ちも必要なことですよね。何でも仲よしばかりじゃいけない、負けないぞという気持ちも大事なんですけども、それがトラブルにつながってしまったら、かえっていけないのではないかと思うわけで、できるだけスムーズに統合ができるように子供たちのコミュニケーション能力を高めながら、一緒にやることがあれば、少しでも一緒に顔を合わせたときにスムーズに学校統合がいくんではないかと思っておりますので、今後ともそういう機会あるごとに子供たちの交流とか、それから、地域の交流までもできればお願いしたいなというふうに思います。

今年度の一番最初に、岡議員のほうからもうそろそろ小学校の統合もみたいなお話もあったと思うんですけども、僕もそれは非常に思うところです。これだけやっぱり子供の数が少なくなってきて1学級というばっかりのところが増分ふえてきていると思います。なかなか地域においては地域のうちのところの学校みたいな感情はあるかとは思いますが、個人的には子供はできるだけ大きい升の中で育てたほうが伸び伸びと大きく育つんではなかろうかというような個人的な意見を持っております。ですから、あんまり土壇場になってそういう統合を考えるのではなくて、日ごろの地域の交流の中でそういうことも考える時期がそろそろ来ているんだよというようなことも地域の中で発信をしていって、大川は小さいまちですから、いずれは一つのまとまりになるぐらいのものができればいいんじゃないかなというふうな気持ちでおります。

その第一歩として今度の中学校統合があると思いますので、32年、あと丸2年ないぐらいの時期に来ておりますので、この統合がスムーズにあって子供たちがより伸びて社会を支えていってくれるような子供たちが育つことを期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。きょうはどうもありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第45号から議案第57号までの計13件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、この際、お諮りいたします。議案第50号 平成29年度大川市一般会計歳入歳出決算認定については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案については7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、決算特別委員会委員に1番馬淵清博君、2番古賀寿典君、3番箴島かおる君、10番遠藤博昭君、11番水落常志君、12番吉川一寿君、15番永島守君、以上7人を指名いたします。

それでは、委員会条例第10条の第1項の規定により、正副委員長互選のため、直ちに第3委員会室において委員会の開催をお願いいたします。

ここで特別委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻につきましては後ほどお知らせをいたします。

午後2時15分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長がそれぞれ決定いたしましたので、御報告をいたします。

委員長に永島守君、副委員長に水落常志君と決定いたしました。

次に、議案を各委員会に付託いたします。お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

次に、この際、お諮りいたします。あす9月8日から9月20日までの13日間は、議事の都合により本会議を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る9月21日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時27分 散会